グラフで見る神奈川県下における 労働災害と健康の現状

(令和2年労働災害のとりまとめ)



神奈川労働局・各労働基準監督署

神奈川労働局労働基準部編



目 次

はじめに

1	労	∱働災害の推移	-1
	労	動災害による死傷者数の年次別推移(図 1-1)	
	労	動災害による死亡者数の年次別推移(図 1-2)	
2	業	· 種別災害比率	-3
	業科	重別休業4日以上の死傷者数(図 2-1)	
	業科	重別死亡者数(図 2-2)	
3	業	€種別労働災害の推移	-3
	業科	重別休業4日以上の死傷者数の推移(図 3-1-1)	
	死條	易者数 平成 26 年を基準として指数化 (図 3-1-2)	
	業科	重別死亡者数の推移(図 3-2-1)	-4
	死亡	≒者数 平成 26 年を基準として指数化(図 3-2-2)	
4	事	■故の型別災害発生状況	-5
	事故	攻の型別休業4日以上の死傷者割合(図 4-1)	
	事故	女の型別死亡者割合(図 4-2)	-5
	(1)	死傷災害の概要(図 4-3)	-6
	(2)	食料品製造業死傷災害(図 4-4)	
	(3)	第三次産業死傷災害	-7
	7	小売業(図 4-5)	
	1	社会福祉施設(図 4-6)	
	ゥ	飲食店(図 4-7)	
	(4)	陸上貨物運送事業(道路貨物運送業および陸上貨物取扱業)死傷災害(図 4-8)	-7
	(5)	建設業死傷災害(図 4-9)	8
	(6)	災害多発業種死傷災害	
	7	ビルメンテナンス業(図 4-10)	
	1	産業廃棄物処理業(図 4-11)	
	ゥ	警備業(図 4-12)	
5	起	2因物別災害発生状況	-9
	起因	団物別休業4日以上の死傷者割合(図 5-1)	
	. — .	图物別死亡者割合(図 5-2)	
	(1)	食料品製造業死傷災害(図 5-3)	-10
	(2)	第三次産業死傷災害	
	7	小売業(図 5-4)	
	1	社会福祉施設(図 5-5)	
	ゥ	飲食店(図 5-6)	
	(3)	陸上貨物運送事業(道路貨物運送業および陸上貨物取扱業)死傷災害(図 5-7)	

	(4) 建設美死傷災告(図 5-8)	-11
	(5) 災害多発業種死傷災害	
	7 ビルメンテナンス業(図 5-9)	
	亻 産業廃棄物処理業(図 5-10)	
	ゥ 警備業(図 5-11)	
6	年齢階層別災害発生状況	12
	年齢階層別休業4日以上の死傷者数(図 6-1)	
	年齢階層別死亡者数(図 6-2)	
	業種別 50 歳以上の被災労働者の割合 (図 6-3)	
7	経験年数別災害発生状況	13
	業種別経験年数1年未満の被災労働者の割合(図7)	
8	交通労働災害発生状況	13
	交通労働災害 死亡者数の推移(図 8-1)	
	業種別死亡者数(図 8-2)	
9	業務上疾病発生状況	14
	業務上疾病発生状況(年次別推移)(図 9-1)	
	業務上疾病発生状況(平成 24 年~) (表 9-1)	
	業務上疾病による死亡災害(平成 24~令和 2 年)(図 9-2)	1
	腰痛災害発生状況(令和2年)(図9-3)	
	年次別 熱中症による労働災害発生状況 (図 9-4)	
10	労災保険給付等状況(脳・心臓疾患及び精神障害)	16
	脳・心臓疾患の労災補償状況 (図 10-1)	
	精神障害の労災補償状況 (図 10-2)	
11	健康診断結果	17
	業種別定期健康診断実施状況 (表 11-1)	
	定期健康診断 有所見率の推移(神奈川・全国) (図 11-1)	18
	定期健康診断結果の有所見率の推移 (図 11-2)	
	年次別特殊健康診断実施状況 (表 11-2)	19
	特殊健康診断有所見者率の推移 (図 11-3)	
	じん肺健康管理実施状況 (表 11-3)	20
	ストレスチェック検査・面接指導実施状況(神奈川)(図 11-4)	
	令和2年「心理的な負担の程度を把握するための検査」実施状況(規模別)(表 11-4)	-21
	ストレスチェック検査・集団ごとの分析の有無(神奈川) (図 11-5)	
12	神奈川労働局 第 13 次労働災害防止推進計画の概要	
13	令和2年に発生した死亡災害の概要	
14	最近のパンフレット(高齢者/トラック等の荷物の積み降ろし/熱中症)	3(
	巻末 QRコード集	

はじめに

全国で発生した労働災害は、昭和 36 年に死傷者数 481,686 人 (休業 8 日以上)、死亡者数 6,712 人をピークに、その後、昭和 47 年に統計対象を休業 4 日以上の死傷者数とした以降を 含み長期的に減少しています。

神奈川労働局管内の労働災害も、同様に昭和36年に死傷者数26,376人(休業8日以上)、 死亡者数336名をピークとして長期的には減少しています。

神奈川労働局管内の労働災害の最近の推移について、休業4日以上の死傷者数(以下「死傷者数」と略)は平成21年に過去最少の6,215人になってから6,500人前後で推移してきましたが、平成30年から増加傾向が明らかとなり、令和2年は7,617人(前年比522人増加で増加率7.4%、新型コロナウイルス感染症のり患413人分を除くと前年比109人増加で増加率1.5%)と、平成10年以降最多となりました。死亡者数は、平成26年以降最多となる37人となりました。

令和2年の死傷者数について、業種別にみると、製造業・飲食店が減少、建設業・陸上貨物運送事業・小売業・社会福祉施設が増加となり、なかでも大幅な増加が社会福祉施設(前年比282人、39.0%増加)で認められました。

事故の型別では、令和元年と同じく、多い順で「転倒」(23.3%)、「動作の反動、無理な動作」(17.9%)、「墜落、転落」(14.9%)となりました。死亡者数については、「墜落、転落」による死亡が最も多いほか、熱中症による死亡1人が認められました。

また年齢階層別にみると、60歳以上の年齢層の、死亡災害全体に占める割合が過去(平成10年の年齢階層別統計開始以降)最大の43.2%を占めました。

さらに経験年数別にみると、経験1年未満の労働者の災害が全体の20%以上を占め、産業 廃棄物処理業と飲食店はその比率が特に高く注目されるところです。

これらの分析結果に基づき、神奈川労働局では、「第 13 次労働災害防止推進計画」(期間 平成 30 年度~令和 4 年度) を「働き方改革」とともに推進してまいります。推進期間中は、労働災害が増加傾向にある業種の、建設業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設を中心に取組むこととしております。

また、先に述べたとおり、最近の傾向として 50 歳以上の労働者や一部の業種において経験 1 年未満の労働者による災害が増加していることから、令和 2 年 3 月に厚生労働省が新たに 策定した「エイジフレンドリーガイドライン(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」及び雇い入れ時教育の一層の充実を、幅広く周知してまいります。

事業者、関係者の皆様におかれましては、本冊子を労働災害防止のための一助としてご活用いただければ幸いです。そして、基本的な安全衛生対策の実施はもとより、雇入れ時教育等の安全衛生教育の教育内容の充実、さらには「危険の見える化」など災害防止活動の一層の活発化をお願い申し上げます。

令和3年5月 神奈川労働局労働基準部

労働災害とは

労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、 粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾 病にかかり、又は死亡することをいう。(労働安全衛生法第2条第1号)

事業者等の責務

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。(労働安全衛生法第3条第1項)

労働災害と事業者責任

(1)安全配慮義務

安全配慮義務は判例上認められたものです。

事業主がこの安全配慮義務を履行していないときは、債務不履行責任(民法第415条)が問われます。

労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするもの。」 と規定しています。

(2) 事業者等の災害防止責任

法令違反と義務主体の責任

刑事上の責任

•労働安全衛生法:措置義務違反

•刑法:業務上過失致死傷

(罰則の適用)

行政上の制裁

- •使用/作業停止
- •入札.停止
- ·営業停止
- •企業名公表 等

民事上の責任

労働契約法第5条

:労働者の安全への配慮

•民法第 415 条:債務不履行責任

•民法第 709 条:不法行為責任

•民法第 715 条:使用者責任

社会的制裁

- ・マスコミでの非難報道や風評
- 信用失墜、顧客離れ
- •経営不振→廃業

1 労働災害の推移

全国の労働災害による死亡者数は、昭和36年をピーク(6,712人)として、長期的には減少傾向を示しており、平成27年以降は死亡者数が千人を下回り、令和2年は3年連続過去最少となる802人となりました。 死傷者数についても長期的には減少傾向を示していますが、平成21年(105,718人)を底に、増減を繰り返し、微小な増加傾向が見受けられます。令和2年は、前年に比べ5,545人増加し平成14年以降で最多となる131,156人(新型コロナウイルス感染症のり患による6,041人を含む)となりました。

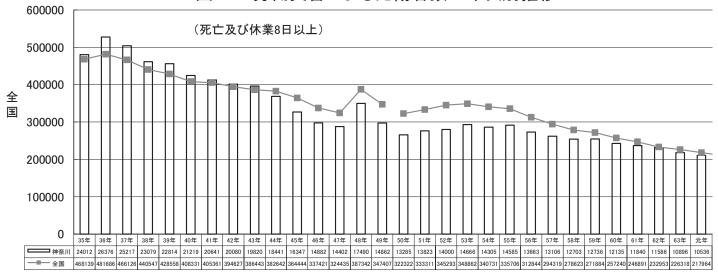


図1-1 労働災害による死傷者数の年次別推移

(全国データは労災給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)から作成。 神奈川データは平成10年までは労災給付データ、平成11年以降は労働者死傷病報告から作成)

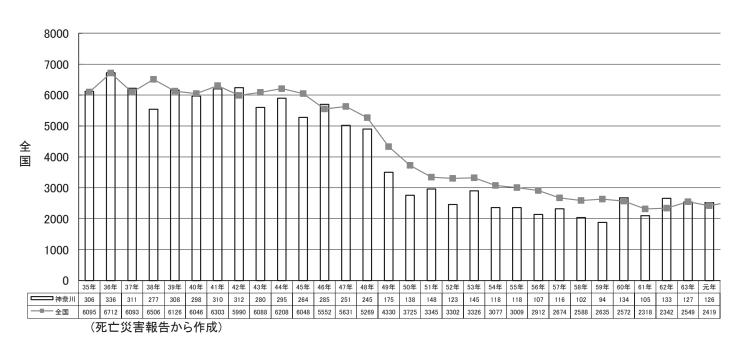
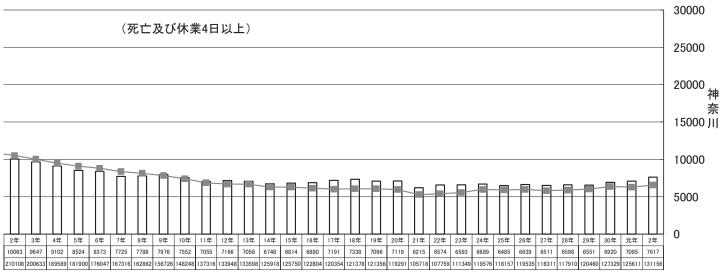


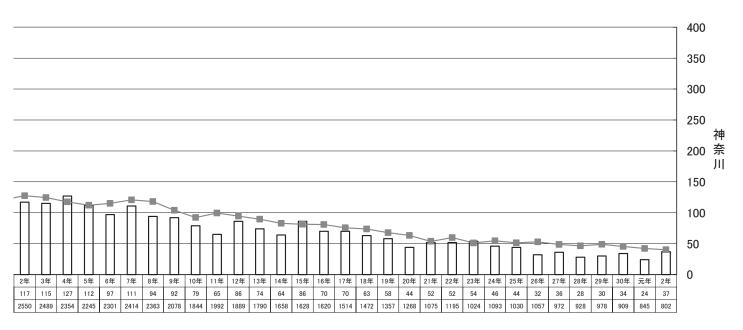
図1-2 労働災害による死亡者数の年次別推移

神奈川労働局管内の労働災害による死亡者数は、昭和36年の336人をピークとして長期的に減少傾向にあり、令和元年(平成31年)には24人と過去最少となったものの、令和2年には大幅増加(前年からの増加人数が全国1位の13人)し平成26年以降最多となる37人となりました。

死傷者数も同様に長期的には減少傾向にありますが、平成21年(6,215人)を底に増減を繰り返し、令和2年は、前年に比べ522人増加し平成10年以降最多となる7,617人(新型コロナウイルスのり患による413人を含む)となりました。



(平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死傷者数を除いた数)

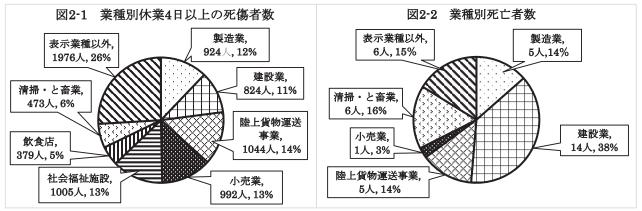


(平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死亡者数を除いた数)

2 業種別災害比率

休業4日以上の死傷者7,617人を主要業種別に見ると、陸上貨物運送事業1,044人(14%)、社会福祉施設1,005人(13%)、小売業992人(13%)、製造業924人(12%)の上位4業種で52%を占めています。(図2-1)

死亡者 37 人を主要業種別に見ると、建設業 14 人(38%)、清掃・と畜業 6 人(16%)、製造業 5 人(14%)、陸上貨物運送事業 5 人(14%)、**小売業 1** 人(3%)の順となっています。(図 2-2)

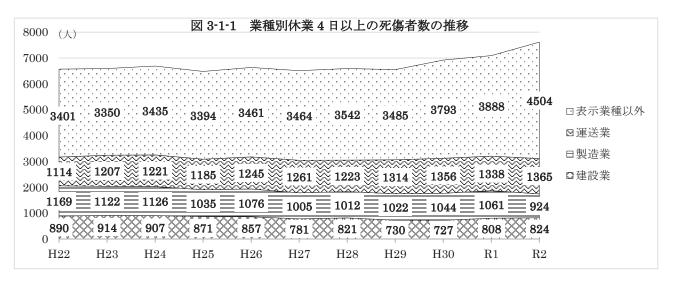


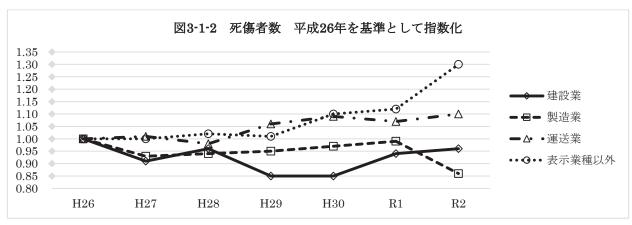
令和2年 神奈川労働局労働者死傷病報告

令和2年 神奈川労働局死亡災害報告 ※合計が100%となるよう「表示業種以外」の%の 数値を調整しています。

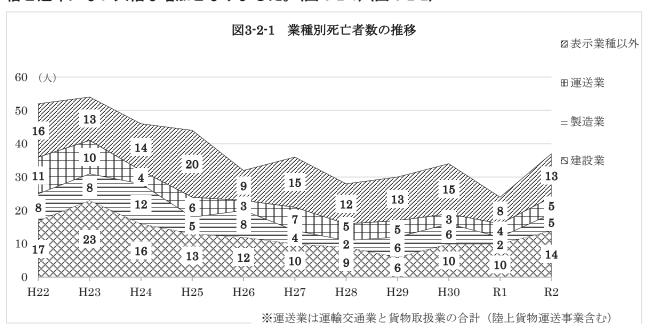
3 業種別労働災害の推移

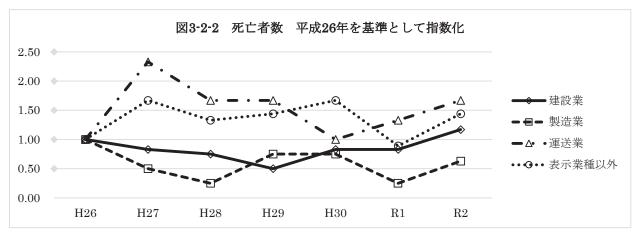
死傷者数の推移は、製造業及び建設業が中長期的にほぼ横ばい。運送業(陸上貨物運送事業を含む運輸交通業と貨物取扱業の合計)及び第三次産業を中心とした業種が増加傾向となっています。(図 3-1-1)(図 3-1-2)





死亡者数は長期的に減少傾向にあり、令和元年(平成31年)は平成28年と並び、最少の人数となりました。しかしながら、令和2年は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、多くの事業場が事業活動を縮小せざるを得ない状況であったにもかかわらず、対前年の1.54倍と近年にない大幅な増加となりました。(図3-2-1)(図3-2-2)





神奈川労働局死亡災害報告

*運送業は運輸交通業と貨物取扱業の合計(陸上貨物運送事業含む)

STOP! 転倒災害プロジェクト 神奈川

「滑り」「つまづき」「踏み外し」等に よる転倒災害を防止しましょう。



全ての作業従事者に労働災害 防止を意識してもらうために、 Safe Work の標語で安全作業 を確認しましょう。

4 事故の型別災害発生状況

休業4日以上の死傷災害を事故の型別に分類すると、「転倒」(23%)が最も多く、次いで「動作の反動、無理な動作」(18%)、「墜落、転落」(15%)、「はさまれ、巻き込まれ」(8%)、「その他(新型コロナウイルス感染症のり息を含む)」(8%)の順(図 4-1)(図 4-3)となっています。死亡災害については、「墜落、転落」(32%)、「交通事故(道路)」(27%)の順(図 4-2)になっています。第13次労働災害防止推進計画における重点業種、多発傾向にある業種については、下図(図 4-1 から図 4-12)に示すとおりです。

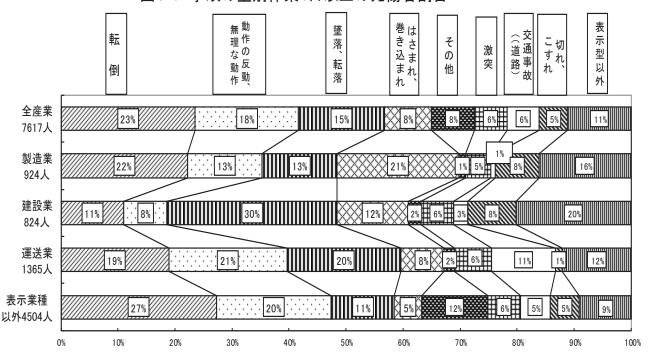


図4-1 事故の型別休業4日以上の死傷者割合

令和2年 神奈川労働局労働者死傷病報告 *運送業は運輸交通業と貨物取扱業の合計(陸上貨物運送事業含む) *合計が100%となるよう「表示型以外」の%の数値を調整しています。

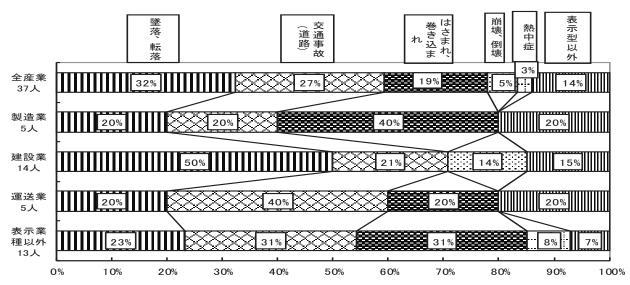


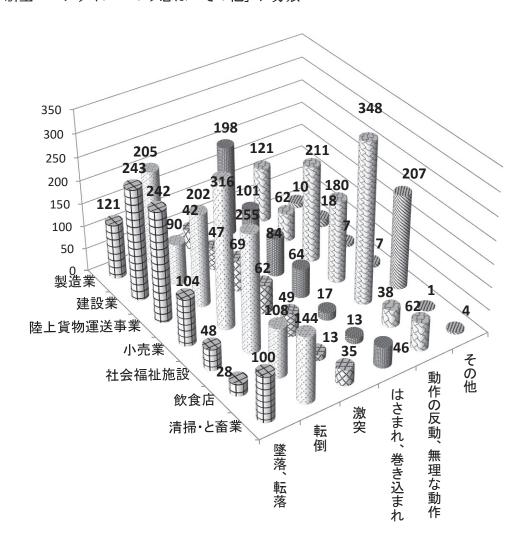
図4-2 事故の型別死亡者割合

令和2年 神奈川労働局労死亡災害報告 *運送業は運輸交通業と貨物取扱業の合計 (陸上貨物運送事業含む) *合計が100%となるよう「表示型以外」の%の数値を調整しています。

(1) 死傷災害の概要(図 4-3)

令和2年 神奈川労働局労働者死傷病報告

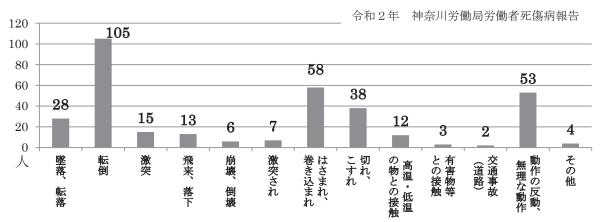
労働災害が多く発生している業種について事故の型別に分類 新型コロナウイルスのり患は「その他」に分類



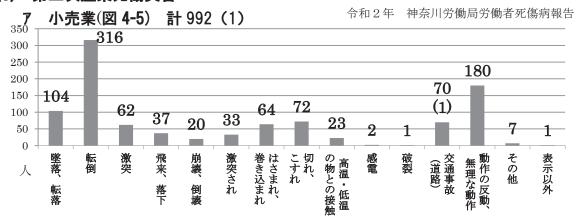
(2) 食料品製造業死傷災害(図 4-4)



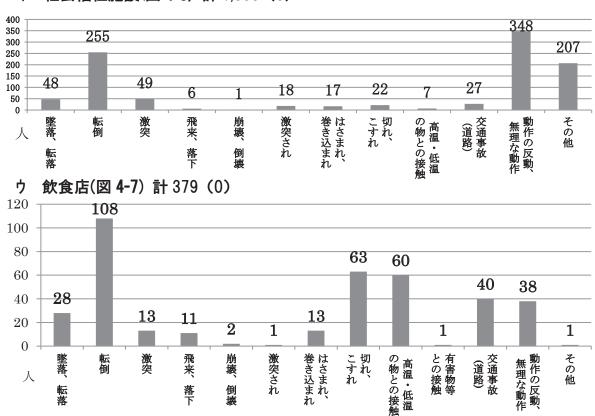
()は死亡者の数で内数(以下同じ)



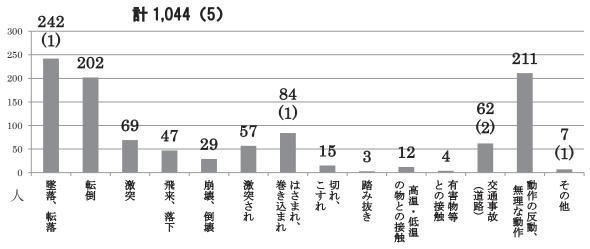
(3) 第三次產業死傷災害



イ 社会福祉施設(図 **4-6**) 計 1,005 (0)

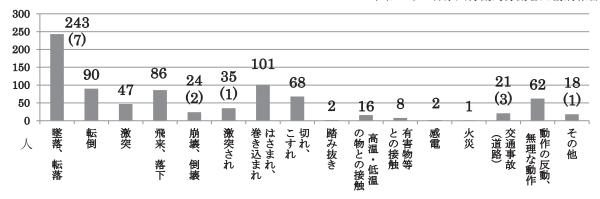


(4) 陸上貨物運送事業(道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業)死傷災害(図 4-8)



(5) 建設業死傷災害(図 4-9) 計 824 (14)

令和2年 神奈川労働局労働者死傷病報告

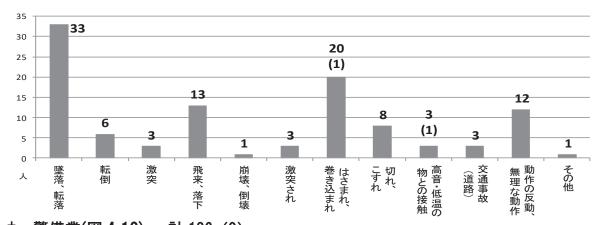


(6) 災害多発業種死傷災害

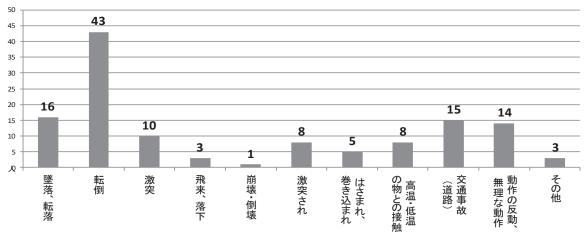
7 ビルメンテナンス業(図 4-10) 計 252 (0)



イ 産業廃棄物処理業(図 4-11) 計 106 (2)



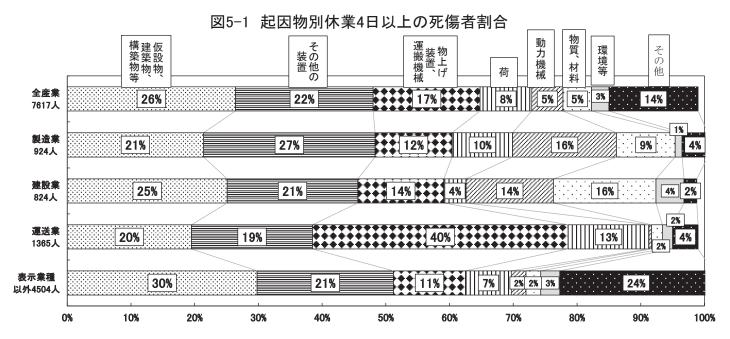
ウ 警備業(図 4-12) 計 126 (0)



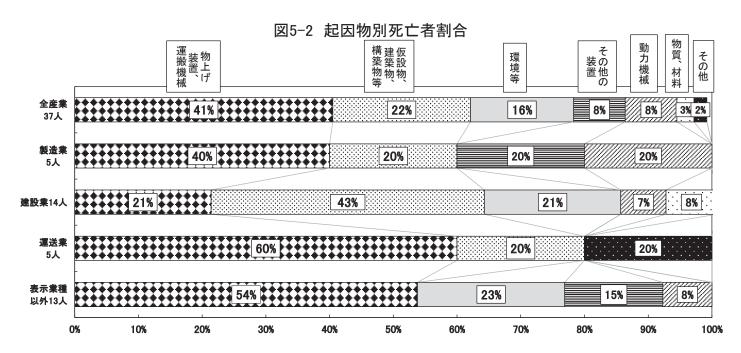
5 起因物別災害発生状況

休業4日以上の死傷災害を起因物別に分類すると、「仮設物、建築物、構築物等」(26%)、「その他の装置等」(はしご、脚立、包丁、ねこ車、人力の車椅子等を含む)(22%)、「物上げ装置、運搬機械」(17%)の順(図 5-1)であり、死亡災害は「物上げ装置、運搬機械」(41%)、「仮設物、建築物、構築物等」(22%)「環境等」(16%)、の順(図 5-2)になっています。

第 13 次労働災害防止推進計画における重点業種、多発傾向にある業種については、下図 (図 5-1 から図 5-11)に示すとおりです。

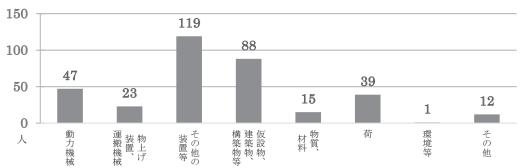


令和2年 神奈川労働局労働者死傷病報告 *運送業は運輸交通業と貨物取扱業の合計 (陸上貨物運送事業含む) *合計が100%となるよう「その他」の%の数値を調整しています。



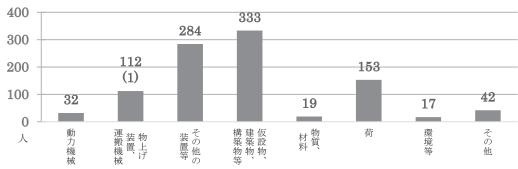
令和2年 神奈川労働局死亡災害報告 *運送業は運輸交通業と貨物取扱業の合計(陸上貨物運送事業含む) *合計が100%となるよう「その他」又は「物質、材料」の%の数値を調整しています。

(1) 食料品製造業死傷災害(図 5-3) 計 344 (0) 令和 2年 神奈川労働局労働者死傷病報告

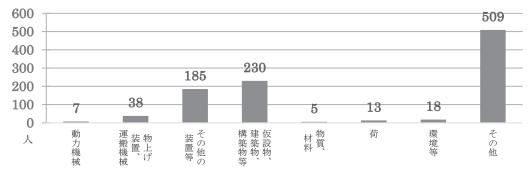


(2) 第三次産業死傷災害

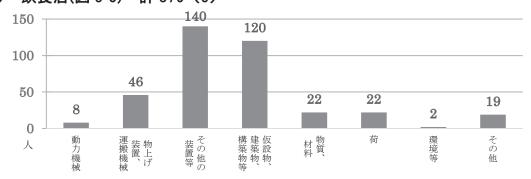
ァ 小売業(図 5-4) 計 992 (1)



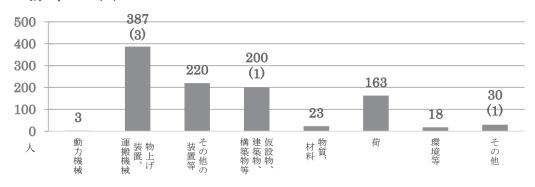
イ 社会福祉施設(図 5-5) 計 1,005 (0)



ウ 飲食店(図 5-6) 計 379 (0)

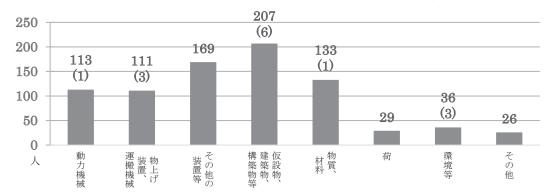


(3) 陸上貨物運送事業(道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業)死傷災害(図 5-7) 計 1,044 (5)



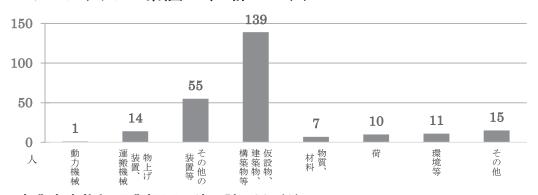
(4) 建設業死傷災害(図 5-8) 計 824 (14)

令和2年 神奈川労働局労働者死傷病報告

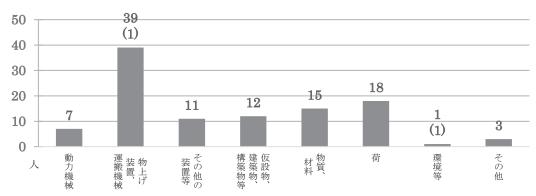


(5) 災害多発業種死傷災害

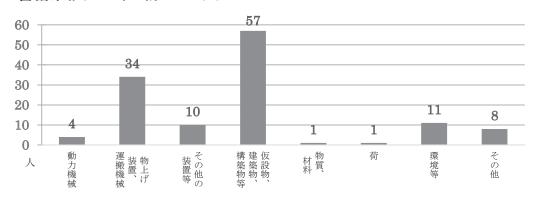
7 ビルメンテナンス業(図 5-9) 計 252 (0)



イ 産業廃棄物処理業(図 5-10) 計 106 (2)



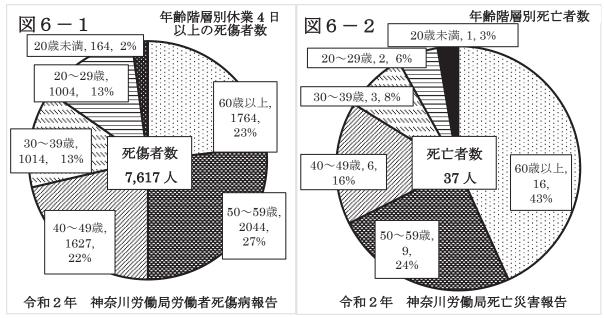
ウ 警備業(図 5-11) 計 126 (0)



6 年齢階層別災害発生状況

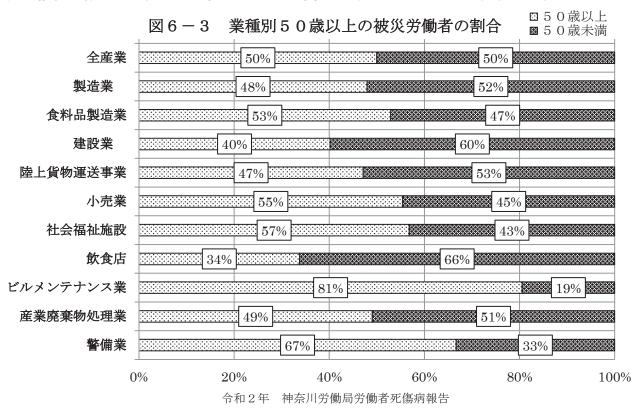
休業4日以上の死傷者数を年齢階層別に見ると、50~59歳の層が全体の27%を占め、過去(平成10年の年齢階層別統計開始以降)最大の人数となりました。(図6-1)

死亡者数を年齢階層別に見ると、50歳以上の層が占める割合が、2年連続60%以上となりました。また、60歳以上の層の割合は過去(平成10年の年齢階層別統計開始以降)最大となる43%となりました。(図6-2)



(※図 6-1、6-2 は合計が 100%となるよう一部の数値を調整しています。)

50歳以上の労働者が全被災者に占める割合を業種別(第13次労働災害防止推進計画の重点業種や年間100人を超えた業種)で見ると、ビルメンテナンス業81%、警備業67%、社会福祉施設57%等が全産業50%に比べ高い比率になっています。(図6-3)



7 経験年数別災害発生状況

休業4日以上の死傷者数のうち、経験年数が1年未満で被災した労働者数の割合は全産業で 20%を占めています。業種別では産業廃棄物処理業が30%と最も高く、飲食店28%、食料品製 造業 26%の順となっています。(図 7)

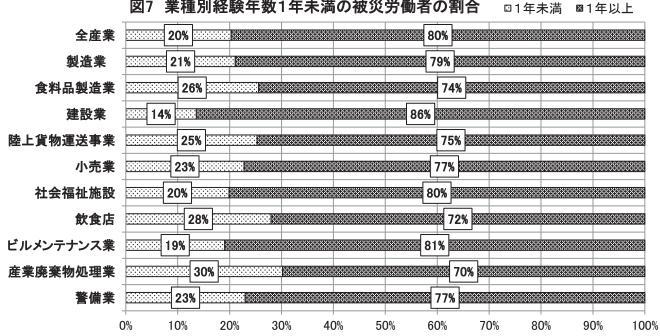
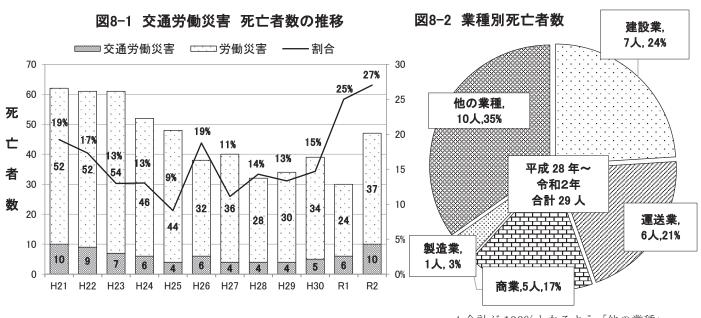


図7 業種別経験年数1年未満の被災労働者の割合

交通労働災害発生状況

交通労働災害による死亡者数の推移については、全労働災害の死亡者数に占める交通労働災害 の死亡者数の割合は、平成22年から減少傾向を示していたものの、平成26年に大幅に増加し、 平成27年に減少があった以降、増加傾向を示しています。(図8-1)

過去5年間の交通労働災害による死亡者を業種別に見ると、建設業が24%と最も多く、次い で、運送業 21%、商業 17%の順となっています。(図 8-2)



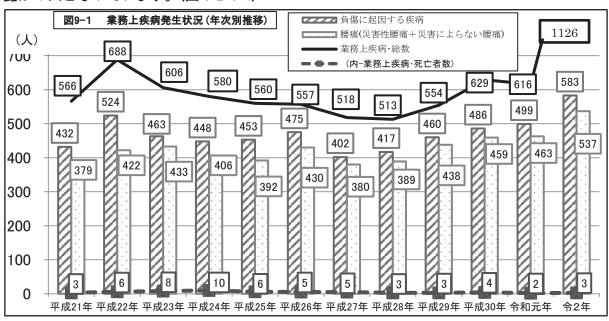
令和2年 神奈川労働局死亡災害報告

*合計が100%となるよう「他の業種」 の%の数値を調整しています。

9 業務上疾病発生状況

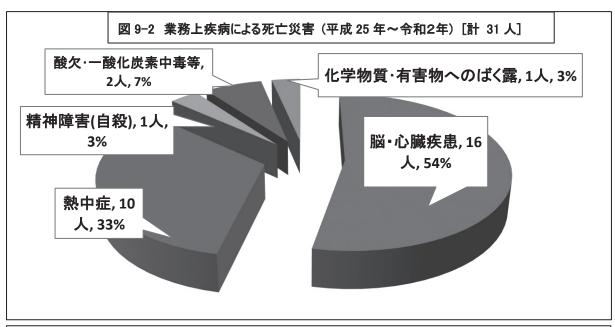
休業4日以上の業務上疾病人数は、長期的に緩やかな減少傾向にありましたが、平成29年以降徐々に増加し、令和2年は新型コロナウイルス感染症などによって1,126人と大幅に増加しています。業務上疾病の内訳は、負傷に起因する疾病が583人と最も多く、その多くは災害性腰痛(536人)が占めています。(図9-1・9-3、表9-1)

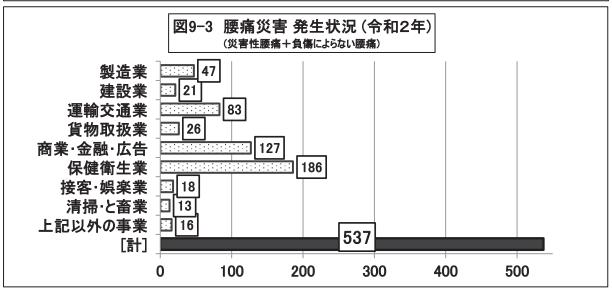
令和2年の業務上疾病による死亡者数は3人で、脳・心臓疾患、熱中症、そして蜂に刺されアナフィラキシーショックによるものでした。平成25年~令和2年の8年間でみると、業務上疾病による死亡者数31人のうち、脳・心臓疾患が16人で最も多く、次に熱中症の10人、酸欠・一酸化炭素中毒等が2人、精神障害(自殺)が1人、化学物質・有害物質へのばく露が1人となっています。(図9-2・9-4)

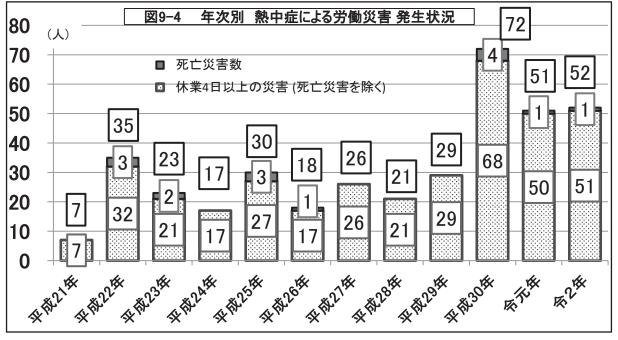


疾病死	介類 年次	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
	負傷に起因する疾病 総数	448	453	475	402	417	460	486	499	583
	[うち災害性腰痛]	406	392	429	379	384	434	450	462	536
	[うち死亡者数]	0	0	0	0	0	0	0	0	1
物	有害光線による疾病	1	1		2		1			
理	電離放射線による疾病									
的	異常気圧下における疾病	1							1	1
因	異常温度条件による疾病	29	(3) 42	(1) 25	32	26	34	(4) 78	(1) 54	(1) 57
子	騒音による耳の疾病	1				1			2	1
,	上記以外の原因による疾病	7			1	1	1		1	0
作	重激業務による運動器疾患と内臓脱	10	1	2	1	4	5	3	1	0
業	負傷によらない業務上の腰痛			1	1	5	4	9	1	1
態	振動障害									
様	手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	12	20	9	13	19	12	19	25	19
185	上記以外の原因による疾病	5	4	2	2	2	1	7	5	2
質物学	酸素欠乏症				(1) 1	1				
	化字物質による疾病(かんを除く)	(1) 12	8	(2) 5	17	8	6	5	9	16
	肺症及びじん肺合併症	12	7	12	6	7	8	3	2	1
	原体による疾病	16	11	9	27	10	8	10	8	438
)原生物質等による疾病									
	重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等			(1) 3	(4) 4	(3) 5	(3) 5	4	(1) 2	(1) 2
-	い心理的負荷を伴う業務による精神障害			(1) 1	4	4	4	1	2	5
その.)他の業務に起因することの明らかな疾病	(9) 26	(3) 13	19	5	2	5	3	4	0
	合 計	(10) 580	(6) 560	(5) 557	(5) 518	(3) 513	(3) 554	(4) 629	(2) 616	(3) 1,12
注1 労働者死傷病報告により休業4日以上の業務上疾病災害の数を集計、()内は死亡数で内数である。										

図・表の統計数値-いずれも、(じん肺症及びじん肺合併症を除き) 神奈川労働局 労働者死傷病報告 から



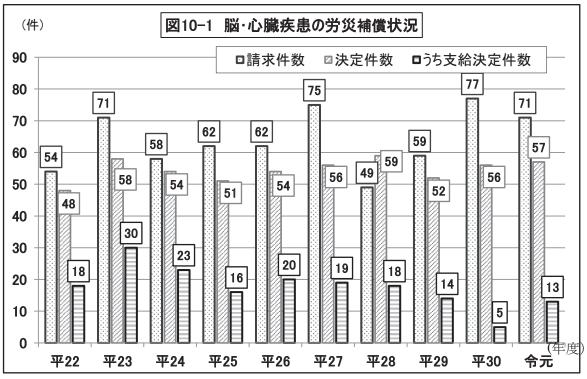


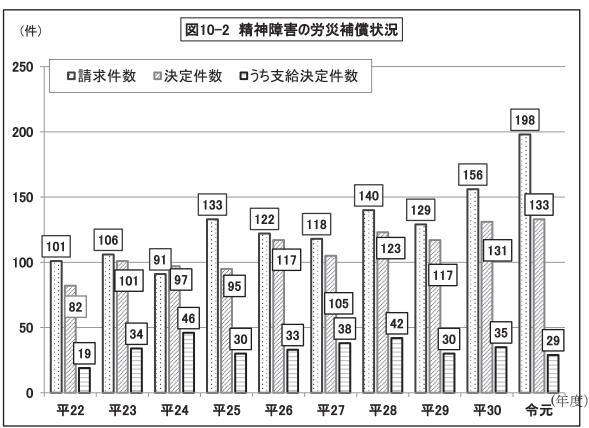


図・表の統計数値-いずれも、神奈川労働局 労働者死傷病報告 から

10 労災保険給付等状況(脳・心臓疾患及び精神障害)

令和元年度の労災保険給付における脳・心臓疾患の請求件数は 71 件(前年度比Δ6件)、業務上としての労災支給決定件数は 13 件(前年度比+8件)、精神障害等の請求件数は 198 件(前年度比+42件)、業務上支給決定件数は 29 件(前年度比Δ6件)でした。(図 10-1・10-2)





11 健康診断結果

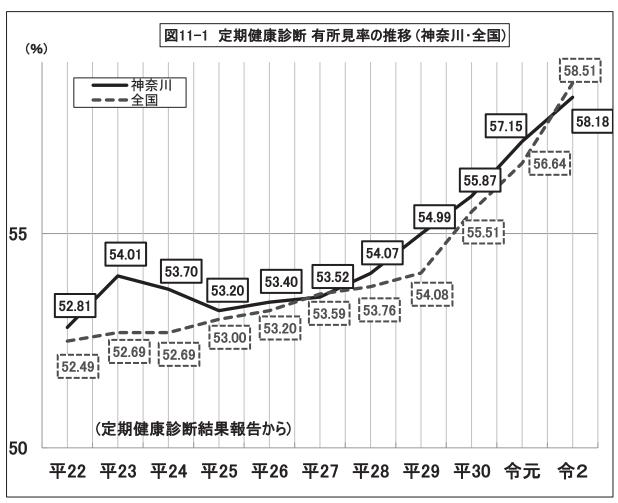
(1) 定期健康診断の実施状況

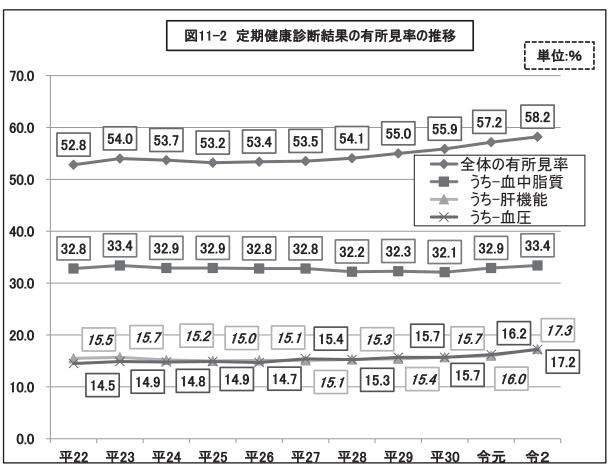
令和2年の定期健康診断の結果、何らかの所見のあった者の割合(有所見率)は 58.2%で、令和元年から 1.0 ポイント増加しました。(表 11-1、図 11-1・11-2)

特殊健康診断では、電離放射線、特定化学物質で有所見率が前年を上回りましたが、有機溶剤、鉛業務の有所見率は前年を下回りました。(表 11-2、図 11-3)

(統計数値は全て、神奈川労働局 定期健康診断結果報告・特殊健康診断結果報告 から)

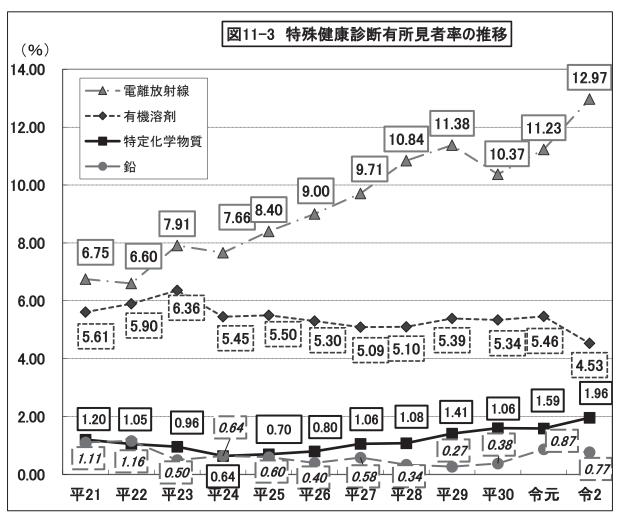
~12月)	綸	有所是率例	0.0	2.3	28.1	0.0	8.4	0.0	=	4.1	0.0	0.0	9.1	1.8	0.0	58.6	17.1	10.6	17.0
.令和2年1月~12月)	歯科検診	実施者数	645	1,590	352	265	656	337	1,082	4,927	45	-	=	27	0	152	3,901	9,037	12,279
€	EXI	有所是率心	9.8	7.9	8.7	8.7	10.4	11.5	10.9	10.0	11.2	10.5	10.7	10.7	11.2	8.3	11.1	10.4	9.8
	心電図	実施者数	27,392	21,438	6,875	22,229	30,245	26,722	28,469	163,370	1,765	6,228	7,121	15,114	47,562	73,238	294,355	593,639	702,621
	(蛋白)	春所是 率(%)	4.0	2.2	3.4	3.1	2.6	7.0	3.3	3.8	6.2	4.0	4.0	4.2	6.1	3.4	4.1	4.1	4.3
	原(第	実施者数	32,303	25,210	7,728	25,012	33,642	33,166	35,084	192,145	1,848	6,340	8,277	16,465	53,238	81,635	355,673	699,156	838,269
	(編)	有所是 率(%)	3.0	29	3.1	2.8	3.6	3.2	3.3	3.2	6.7	3.7	4.0	4.2	5.2	3.0	2.8	3.2	2.9
	原(第	実施者数	32,297	25,111	7,636	25,109	33,756	33,268	35,258	192,435	1,848	6,400	8,235	16,483	53,189	81,789	355,398	699,294	837,343
	#46	有所是	11.4	3 10.9	13.3	10.7	11.5	13.4	Ξ	11.6	15.0	11.8	12.0	12.2	14.0	11.2	10.2	11.0	11.2
	╡	実施者数	28,635	23,223	7,253	23,285	31,964	28,450	32,364	175,174	1,816	6,381	8,252	16,449	47,017	76,663	330,618	645,921	765,311
	氫	有所是 率(%)	322	322	32.8	32.9	3 36.0	3 35.8	32.8	33.7	35.6	34.7	40.8	3 37.9	36.7	323	32.7	3 33.4	32.9
	血中脂質	実施者数	28,625	23,160	7,206	23,271	31,946	28,423	32,236	174,867	1,816	6,357	8,240	16,413	47,165	76,765	331,298	646,508	766,279
	#E	有所是率例	3 15.4	5 17.9	19.9	21.0	722	7 22.9	7 19.2	5 19.9	1 21.0	18.7	23.1	9 21.2	3 19.5	5 13.4	3 16.4	5 17.3	8 16.0
	肝機能	実施者数	29,223	23,545	7,228	23,118	31,967	28,347	32,357	175,785	1,811	6,357	8,251	16,419	47,293	77,935	333,303	650,735	770,028
	∉	有所是率例	8.1	9 5.0	0 2.0	3.8	1 5.8	0 4.6	0 5.5	9 5.5	0.7 8	0 5.6	5 10.3	1.8	2 7.0	0.7 8	9 6.8	7 6.5	9.9
	御	実施者数	28,271	23,659	6,950	23,018	31,781	27,580	31,650	172,909	1,766	6,280	8,015	16,061	46,322	76,626	330,999	642,917	763,896
	ш	有所是率(%)	19.4	182	21.8	7.71	3 17.3	17.5	1 20.4	18.6	27.1	16.7	17.8	9 18.4	2 23.3	1 18.3	15.2	172	16.2
	╡	実施者数	32,469	25,280	7,814	25,118	33,903	33,424	35,431	193,439	1,848	0 6,338	8,283	16,469	53,412	82,251	357,280	702,851	842,658
	榝	有所是 率(%)	2 0.0	0.0	4 0.0	0.0	1.01	1.7	10.1	3 4.5	0.0	0.0	16.4	7.7	12.5	3 32	2.1	7 3.7	3 2.1
	極	実施者数	682	286		228	759	178	296	2,433	82	92	159	339	24	503	2,128	5,427	10,013
	胸部X線	有所是 率(%)	5.1	3.6	7 4.3	9 5.3	3 5.8	9.4	4.7	5 52	9.9	3 4.5	7 5.8	5.7	9 5.8	3.5	5.4	5.2	5.3
	宇宙	実施者数	28,809	22,791	7.337	23,649	31,598	29,750	31,601	175,535	1,756	946	8,017	16,119	48,709	79,857	329,760	649,980	781,090
	聴力 その他	有所是率例	4 0.4	6 0.2	8 0.7	8 0.2	6 1.3	1 0.4	6 0.7	9 0.5	35 0.0	1 1.8	2 0.5	8 1.0	1 1.0	8 0.9	9 0.5	5 0.6	0 0.5
	聴力 その他	実施者数	4,334	3,736	5 458	3,538	3,946	4,241	9 4,616	9 24,869		1 281	3 412	3 728	5,461	9,458	7 42,699	83,215	114,890
₹ 72	聴力 4000Hz	有所是率例	7.1	5 5.5	4 10.5	0 7.4	0.9 0.	9 11.2	9.8	2 7.9	5 20.2	3 7.4	6.8	4 8.6	5 12.5	5.3	8 5.7	3 6.9	8 7.0
(令和2年分)	400	実施者数	1 28,828	22,315	7,524	3 22,760	31,020	29,969	32,026	174,442	1,805	6,183	7,696	15,684	49,625	13,204	7 309,358	622,313	3 740,278
⊕	康力 1000社	有所是率例	53 5.4	3.1	4.9	3.3	3 3.0	19 4.2	189 4.1	3.9	15 7.8	3.1	32	3.7	18 5.1	99 4.8	19 3.7	77 4.0	3.8
断実施状況		実施者数	9 28,553	0 22,316	4 7,524	8 22,760	0 31,513	1 29,969	32,	4 174,824	8 1,805	0 6,187	8 7,805	4 15,797	3 49,808	7 73,099	4 310,149	8 623,677	8 740,968
断実訪	麻		36 28.9	27.0	23.	78 58.8	33 36.0	.90	35 29.5	30.4	847 45.8	33.0	33 34.8	24 35.4	73 32.3	38 31.7	28.4	30 29.8	70 28.8
嵌		Manage Manage	4 9,386	4 6,837	2 2,223	8 7,778	8 12,193	7 10,045	9 10,435	6 58,897		6 2,094	2 2,883	2 5,824	5 17,273	3 26,058	9 101,408	2 209,460	1 242,970
5期條		相 作 原 等 。	13 57.4	56 54.4	24 60.2	23 57.8	57 61.8	72 60.7	24 57.9	39 58.6	57 68.0	47 60.6	15 68.2	19 65.2	38 64.5	57.3	31 56.9	76 58.2	90 57.1
業種別定期健		有所見者 数	18,643	0 13,756	5 4,704	8 14,523	3 20,967	4 20,272	11 20,524	0 113,389	8 1,257	4 3,847	3 5,645	5 10,749	6 34,438	1 47,109	7 203,291	9 408,976	8 481,909
		受診者数	3 32,469	2 25,280	8 7,815	5 25,118	1 33,903	7 33,424	5 35,431	1 193,440	1 1,848	5 6,344	9 8,283	5 16,475	4 53,416	1 82,261	7 357,377	8 702,969	6 843,308
表11-1		実施事業	213	172	86	165	201	157	325	1,331	31	65	59	155	984	1,151	3,087	6,408	7,326
	区分	業種	食料品製造業	化学工業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械等製造業	上記以外の製造業	製造業小計	土木工事業	建築工事業	その他の建設業	建設業小計	運輸交通業	搬	上記以外の事業	中	令和元年





(2) 特殊健康診断の実施状況

								平成30年 令和元年				令和2年	
	年 次	平成	27年	平成	28年	平成	29年	平成	30年	令和	元年	令和	12年
	実施事業場数	4,9	22	5,2	:06	5,7	28	5,270		5,462		5,0	050
種 類	業務別	受 診 労働者数	有所見率	受 診 労働者数	有所見革								
規	有機溶剤	44,630	5.1	44,056	5.1	44,345	5.4	44,205	5.3	46,670	5.5	45,537	4.5
則	鉛	4,112	0.6	3,564	0.3	4,058	0.3	4,263	0.4	4,489	0.9	4,539	0.8
に	四アルキル鉛	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
ょ	電離放射線	20,366	9.7	19,852	10.8	19,182	11.4	19,187	10.4	20,578	11.2	18,283	13.0
る	特定化学物質	44,408	1.1	50,167	1.1	53,199	1.4	55,807	1.6	60,575	1.6	57,043	2.0
ŧ	高気圧	199	2.5	183	7.1	173	7.5	272	0.4	243	1.6	216	0.0
の	石 綿	3,030	2.1	1,830	3.1	2,931	1.9	3,336	2.1	2,984	1.2	2,707	0.7
	小計	116,745	4.1	117,822	4.3	120,957	4.1	123,734	4.3	132,555	4.5	128,325	4.4
	紫外線・赤外線	5,885	2.0	5,697	1.9	6,030	1.8	6,138	2.4	6,136	2.1	5,727	1.7
	騒 音	22,573	10.4	19,168	14.0	22,165	12.1	22,165	11.4	23,738	13.1	21,992	13.5
	マンガン等	142	0.0	147	0.0	199	0.0	184	9.2	137	0.0	136	0.7
指	有機りん剤	92	0.0	54	0.0	98	0.0	95	0.0	111	0.0	85	0.0
導	亜硫酸ガス	38	0.0	47	12.8	33	18.2	29	0.0	40	0.0	47	0.0
勧	脂肪族の塩化または臭化化合物	91	0.0	62	0.0	163	0.0	46	21.7	37	0.0	48	0.0
奨	砒素(三酸化砒素を除く)	158	0.0	191	3.1	166	3.6	134	1.5	158	0.6	179	6.2
(こ	メチレンジフェニルイソシアネート	180	0.0	229	0.0	231	0.0	253	3.2	262	0.4	163	0.0
ょ	振動工具(チェンソー以外)	4,141	9.3	4,192	9.9	4,604	9.0	4,593	8.7	4,925	6.9	4,922	13.6
る	重量物	660	7.7	891	12.0	669	16.0	1,022	14.0	1,163	11.7	1,307	11.7
ŧ	引金付工具	2,898	4.6	2,897	4.8	3,594	3.8	3,900	6.5	3,606	6.5	3,586	10.2
の	VDT作業	35,150	3.0	36,242	3.6	32,522	4.0	34,176	3.7	34,176	4.6	21,291	6.6
	レーザー機器	2,069	4.2	1,947	4.2	1,941	4.2	2,272	3.0	2,117	3.5	2,376	3.9
	その他	121	11.6	166	9.6	130	12.3	859	2.7	703	7.4	261	11.9
	小計	74,198	4.2	71,930	6.8	72,545	6.7	75,866	6.5	77,309	7.3	62,120	9.3
	合 計	187,913	4.8	189,752	5.2	193,502	5.1	199,600	5.1	209.864	5.5	190.445	6.0



(3) じん肺健康管理実施状況

令和2年のじん肺健康診断の有所見者数は4人と前年より減少しました。有所見率(0.04%)は全国平均(0.41%)を下回っています。(表 11-3)

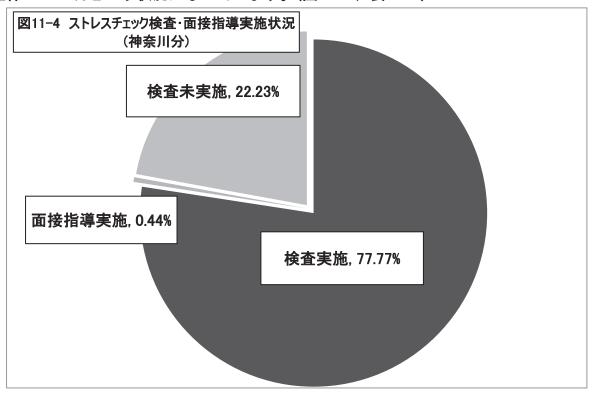
(じん肺健康管理実施状況報告から)

_	じん肺健診		有所見	見者数		有所見	率(%)
年	受診労働者数	管理2	管理3	管理4	計	神奈川	全国
17	11,204	113	113 33 0 146		1.3	3.1	
18	12,800	109	43	0	152	1.2	2.7
19	11,419	84	31	0	115	1.0	2.3
20	11,498	102	10	14	126	1.1	2.2
21	11,785	65	4	1	70	0.6	2.0
22	12,514	62	20	0	82	0.7	1.6
23	11,023	51	14	0	65	0.6	1.4
24	11,769	37	7	0	44	0.4	1.3
25	10,703	27	4	0	31	0.3	1.0
26	11,036	22	2	1	25	0.2	0.9
27	13,599	25	6	3	34	0.3	1.0
28	11,613	10	0	1	11	0.09	0.66
29	10,502	13	0	0	13	0.12	0.64
30	15,733	13	1	1	15	0.10	0.74
元	12,571	8	1	1	10	0.07	0.78
2	9,832	4	0	0	4	0.04	0.41

※ 本統計には随時申請によるものは含まない。

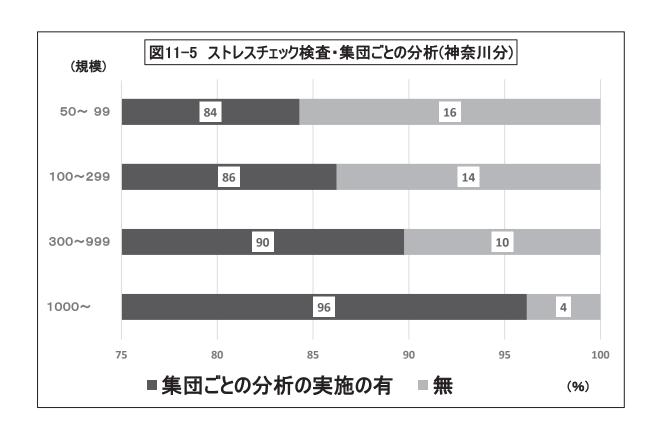
(4) ストレスチェック制度の実施状況

令和2年に実施されたストレスチェック制度に関し、提出のあった事業場において検査を実施したのは対象労働者のうち 77.77%、医師による面接指導を受けたのは全体の 0.44%という状況になっています。(図 11-4、表 11-4)



	W+##	± /*		検査を受け	た労働者数		W +		面接指導を受	けた労働者数		7.14.15.1 *	集団ごとの分析	<u>神奈川</u> の実施の有制
規 模	検査実施 事業場数	在 籍 労働者数		査を実施した		合計	検 査 実施率		指導を実施した		合計	面接指導 実施率	分析あり 事業場数	分析なし 事業場数
	0.440	0.40.405		専属医師等		450 405	50.04		専属医師等		051	0.54		
50 ~ 99	3, 418	242, 487	93, 913	10, 994	71, 230	176, 137	72.64	845	16	90	951	0. 54	2, 881	55
100 ~ 299	2, 483	387, 015	161, 080	20, 840	112, 403	294, 323	76.05	1, 224	42	104	1,370	0. 47	2, 141	34
300 ~ 999	615	282, 140	150, 469	18, 209	60, 063	228, 741	81.07	796	46	75	917	0. 40	552	
1,000 ~	104	165, 675	97, 070	10, 161	31, 419	138, 650	83. 69	327	81	20	428	0. 31	100	
숨 計	6,620	1,077,317	502,532	60,204	275,115	837,851	77.77	3,192	185	289	3,666	0. 44	5,674	9
			1		I									
														全国計
	*	+ *		検査を受け	た労働者数		₩ *		面接指導を受	けた労働者数		工技化学	集団ごとの分析	全国計 の実施の有
規 模	検査実施 事業場数	在籍労働者数		査を実施した	者	合計	検 査実施率	面接	指導を実施した	医師	合計	面接指導実施率	分析あり	の実施の有意
規模					者	숨計		面接		医師	슴計	面接指導		の実施の有
規 模 50 ~ 99			専任産業医	査を実施した。 専属医師等	者	合計 3,433,763		面接	指導を実施した	医師	合計 16,974	面接指導	分析あり	の実施の有
	事業場数	労働者数	専任産業医 1,690,773	<u>幸</u> を実施した 専属医師等 250,997	者 非専属医師等 1,491,993	3, 433, 763	実施率	面接 専任産業医 13,839	指導を実施した 専属医師等	: 医師 非専属医師等 2,265		面接指導 実施率	分析あり 事業場数	の実施の有 分析なし 事業場数
50 ~ 99	事業場数 60,992	労働者数 4,434,658	専任産業医 1,690,773 2,746,684	査を実施した。専属医師等250,997444,400	者 非専属医師等 1,491,993	3, 433, 763	実施率 77.43	面接 専任産業医 13,839	指導を実施した 専属医師等 870	: 医師 非専属医師等 2,265	16, 974	面接指導 実施率 0.49	分析あり 事業場数 50,945	の実施の有 分析なし 事業場数 10,0 5,9
50 ~ 99 100 ~ 299	事業場数 60,992 42,928	労働者数 4,434,658 6,786,379	専任産業医 1,690,773 2,746,684 2,238,030	章を実施した3 専属医師等 250,997 444,400 428,673	書 非専属医師等 1,491,993 2,159,446 1,101,529	3, 433, 763 5, 350, 530	実施率 77.43 78.84	面接 専任産業医 13,839 19,162	指導を実施した 専属医師等 870 819	度師 非専属医師等 2,265 3,150	16, 974 23, 131	の. 49 0. 43	分析あり 事業場数 50,945 36,991	の実施の有 分析なし 事業場数 10,0

(図 11-4、表 11-4 とも、「心理的な負担の程度を把握するための検査等報告書」から)



12 『神奈川労働局 第 13 次労働災害防止推進計画』の概要

神奈川労働局 令和3年4月作成

計画期間

*平成30年度~令和4年度(5か年計画)

計画の全体目標

- *令和4年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少(平成29年比)
- *令和4年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少(同上)

【平成29年(比較基準年): 死亡者数30人、死傷者数6551人】

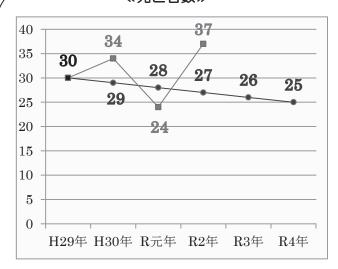
【令和4年(最終目標): 死亡者数25人以下、死傷者数6223人以下】

7つの重点事項

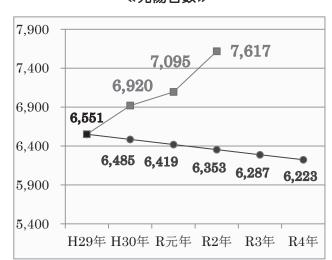
- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4)疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6)企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7)安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

令和4年目標への各年の具体的数値目標

≪死亡者数≫



≪死傷者数≫



(点線のグラフは平成30年計画策定時の最終目標までの指標数値)

重点事項ごとの具体的取組

1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

(1) 建設業における墜落・転落災害等の防止

*墜落・転落災害防止対策の徹底 *解体工事における安全対策の徹底 *令和2年東京オリンピック・パラリンピック関連工事及びインフラ整備工事の増大に伴う対策の徹底 *自然災害時、災害復旧時の工事における安全対策の徹底 *伐木等の作業における安全管理の徹底 *安全教育の徹底 *「危険の見える化」措置の活用促進 *建設業労働災害防止協会神奈川支部・各分会との連携の強化 *熱中症予防対策の徹底

(2) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害の防止

*「機械の包括的な安全基準に関する指針」によるリスクアセスメントの実施の促進 *「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点とした、機械設備の本質安全化等災害防止対策の徹底 *「危険の見える化」措置の活用促進 *(公社)神奈川労務安全衛生協会本部・各支部や神奈川工業会等の関係団体との連携強化

(3) 熱中症対策

*早期警戒及び適切な作業計画による予防対策の徹底 *健康管理等の徹底及び早めの対処等による重症化の防止 *JIS 規格に適合した WBGT 値測定器の普及促進及び WBGT 値の測定とその結果に基づく必要な措置の推進 *建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの普及促進

2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

(1) 労働者の健康確保対策の強化

*企業における健康確保措置の推進 *産業医・産業保健機能の強化

(2) 過重労働による健康障害防止対策の推進

*長時間労働者に対する医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等、労働者の健康管理対策を強化

(3) 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

*各事業場における総合的なメンタルヘルス対策の推進 *神奈川産業保健総合支援センターによる支援 *労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づく取組の推進 *各事業場におけるパワーハラスメント対策の推進 *令和2年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を活用した健康促進

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

(1) 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応

(ア) 第三次産業対策(社会福祉施設、小売業・飲食店)

*多店舗展開企業等に対する取組 *「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の実施 *多店舗展開企業等の本社等に対する指導の実施 *多店舗展開企業等以外の重点業種の事業場に対する指導の実施 *業界単位での労働 災害防止対策の推進 *中央労働災害防止協会との連携 *安全衛生教育の推進 *転倒災害、腰痛災害防止の推進 *危険の見える化の推進

(イ) 陸上貨物運送事業対策

*①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走、⑤トラック後退時の事故(以下「荷役 5 大災害」という。)の防止対策の推進 *陸運事業場への支援 *「荷役作業における安全ガイドライン」、「交通労働災害防止のためのガイドライン」及び「職場における腰痛予防対策指針」に基づく荷役作業の労働災害防止対策の普及促進 *陸運事業者及び荷主等による連絡協議会の推進 *陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部との連携

(ウ) 転倒災害の防止

*「STOP!転倒災害プロジェクト神奈川」の効果的な展開 *「ころばNICEかながわ体操」の周知及び活用促進

(工)腰痛災害の予防

*安全衛生教育の確実な実施 *ストレッチを中心とした腰痛予防体操の推進 *介護等の施設管理者と現場職員を対象としたセミナーへの参加勧奨 *介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進 *荷物の積み卸し等の定型的な重筋業務に対する機械等の普及促進 *陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部との連携

(才) 交通労働災害対策

*春・秋の交通安全運動等の時期に合わせた教育の推進 *「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底

(カ)クレーン、移動式クレーンの玉掛け作業に起因する労働災害の防止

*規則改正された3t未満の移動式クレーンに係る過負荷防止装置構造規格についての周知徹底 *「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」に定める事項の周知徹底

(キ) 職場における「危険の見える化」の推進

*「危険の見える化」に配慮した労働災害防止に関する標識、掲示等の普及促進 *「危険の見える化」について神奈川 局ホームページを活用した情報提供

(2) 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止

*高年齢労働者に配慮した職場環境の改善 *転倒災害や腰痛予防のための取組強化 *(改正予定)「高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」及び企業の取組事例について、神奈川労働局ホームページ等を活用した周知活動の推進 *「危険の見える化」措置の活用促進

4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

(1) 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

*法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を促進 *労働者自ら健康の保持増進に努めるよう啓発

(2)疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

*労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進 *神奈川産業保健総合支援センター等に配置される「両立支援コーディネーター」の活用を促進

5 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(1) 化学物質による健康障害防止対策

*「化学物質等による危険性又は有害性の調査に関する指針」を踏まえたリスクアセスメントの実施の促進 *がん原性指針上の対象物質の有害性に関するラベル表示及び SDS 交付等、化学物質譲渡・提供者に係る基礎資料の整備を捉進

(2) 石綿による健康障害防止対策

*建築物解体工事について、石綿使用の把握漏れ防止の徹底や石綿による健康障害防止対策について周知徹底 *労働安全衛生法に基づく届出等や石綿ばく露防止対策等を徹底

(3)受動喫煙防止対策

*受動喫煙防止対策の必要性及び支援制度の周知・啓発

(4) 粉じん障害防止対策

★「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく粉じん障害防止対策の徹底

6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

(1) 安全衛生専門人材の育成、専門人材の活用

*安全衛生専門人材の育成及び事業場外の専門人材の活用

(2)企業のマネジメントへの安全衛生の取込

*安全衛牛優良企業公表制度及び健康経営について周知

(3) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

*国際規格 | SO45001の発効に合わせた、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進 * 改訂を予定している労働安全衛生マネジメントシステムの指針の普及促進

(4) 関係行政機関及び働き方の多様化に対応した対策の推進

*関係行政機関との連携・協働 *国、神奈川県、各市町村との連携・協働 *専門家との連携・協働 *労働災害防止団体との連携・協働 *業界団体との連携・協働 *産業保健機関等との連携・協働

7 安全衛生教育及び人材育成の推進

- *「安全衛生教育推進要綱」に基づく教育及び研修の推進 *労働者の生涯を通じた安全衛生教育等の実施管理体制の確立
- *「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に示す安全衛生教育について周知・指
- 導 *派遣労働者に対する教育の徹底 *事業者団体及び安全衛生団体に対する指導・援助

※平成30年から令和4年の上段は目標値、下段は実績を示す

		業 種	種別	平成 29 年	減少目標	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4年
			死亡			29	28	27	26	- •
			者数	30	15%減少	34	24	37		2
		全業種	死傷			6,485	6,419	6,353	6,287	
			者数	6,551	5%減少	6,920	7,095	7,617	-,	6,22
ŀ			死傷			830	821	813	805	
		小 売 業	者数	839	5%減少	937	917	992		79
ŀ			死傷			623	625	627	629	
	社	会福祉施設 ※	者数	621	5%減少	634	723	1,005		63
ı			死傷			360	356	352	348	
飲食店		364	5%減少	378	399	379		34		
ŀ			死傷			915	905	896	887	
	陸上貨物運送事業		者数	925	5%減少	982	981	1,044		87
ľ		建設業				5	5	5	5	
				6 15%減少		10	10	14		
				720	30 10%減少	715	700	685	671	
			者数	730		727	808	824		6
ŀ						5	5	5	5	
				6	15%減少	6	2	5		
		製 造 業	死傷			1,000	979	959	939	
			者数	1,022	10%減少	1,044	1,061	924		9:
	火	ノタルヘルス対策		ンタルヘル とする。	ス対策に取り組	んでいる事業	場の割合を	80%以上(56.6%:平成	之 28 全
		77.4 74.774.386		トレスチェッ	ック結果に基づき 7%:平成 29 神		実施した労働	動者 50 人以	上の事業場	の割合
			85°	トレスチェッ %以上(78.	7%:平成 29 神		実施した労働	为者 50 人以 55	上の事業場 54	
		小売業	859	トレスチェッ		奈川)とする。	Т	1		
	list v i i	小売業	85°	トレスチェッ %以上(78.* 58	7%:平成 29 神 5%減少	奈川)とする。 57	56	55		Ę
	腰痛		85° 死傷 者数	トレスチェッ %以上(78.	7%:平成 29 神	奈川)とする。 57 <i>65</i>	56 <i>59</i>	55 <i>89</i>	54	
	予防	小売業 社会福祉施設 ※	85 ⁹ 死傷 者数 死傷	ドレスチェッ %以上(78. 58 131	7%:平成 29 神 5%減少 5%減少	奈川)とする。 57 <i>65</i> 131	56 <i>59</i> 131	55 <i>89</i> 131	54	1;
		小売業	死傷者数死傷者数	トレスチェッ %以上(78.* 58	7%:平成 29 神 5%減少	奈川)とする。 57 65 131 108	56 59 131 118	55 89 131 157	131	13
	予防	小売業 社会福祉施設 ※ 飲食店	85 ⁶ 死傷 者数 死傷 者数	ドレスチェッ %以上(78. 58 131	7%:平成 29 神 5%減少 5%減少	奈川)とする。 57 65 131 108 10	56 59 131 118 10	55 89 131 157 10	131	13
小売業 松会福祉施設 ※ 予防 対策 飲食店 陸上貨物	社会福祉施設 ※ 飲食店 陸上貨物		死傷 者数 死傷 者数 死傷 者数 死傷 者数	ドレスチェッ %以上(78. 58 131	7%:平成 29 神 5%減少 5%減少	奈川)とする。 57 65 131 108 10 10 69	56 59 131 118 10 6 68	55 89 131 157 10 10 67	131 10	か割合を 5/ 13: 16
	予防	小売業 社会福祉施設 ※ 飲食店	850 死傷 者数 死傷 者数 死傷 者数 死傷 者数	ボトレスチェッ %以上(78. 58 131 11 70 こよる死亡	7%:平成 29 神 5%減少 5%減少	奈川)とする。 57 65 131 108 10 10 69 50 年から平成	56 59 131 118 10 6 68 61 29 年までの	55 89 131 157 10 10 67 74	54 131 10 66	5· 13: 10 60 区成 30 年

- 注 1)「災害減少」の「種別」欄の「死傷者数」は、死亡及び休業 4 日以上の災害の略である。
- 注 2)「災害減少」の「令和 4 年最終目標」欄の「○○%減少」は、「平成 29 年の災害発生件数に対して令和 4 年までに、○○%以上減少させる」の略である。
- 注 3) 社会福祉施設については、過去の労働者の増加状況から令和 4 年の労働者数を予測し、これを基に死傷年千人率を算定し、減少目標数を導き出したものである。

13 令和2年 死亡災害の概要

		13 1 H C 1	ルレ火市の	
番号	発生月	業種 事業場規模	起因物	人 人 発生概要
	発生時刻	被災者の年齢層	事故の型	
	2月	土木工事業	基礎工事用機械	被災者は自社で杭打機の輸送時仕様への 組立の補助に従事。運転手が杭打機のリー ダー下部を接地固定させていたジャッキを縮 めて接地解除操作をしたところ、長さ約2メー
1	16時頃	50人~99人 75歳~79歳	激突され	トルのリーダー下部が、リーダー本体とのヒンジを支点に大きく揺れた。その瞬間に被災者が何らかの理由で揺れる範囲に立ち入ってきて、リーダー下部に激突された。
	2月	建築工事業	乗用車、バス、 バイク	神奈川県外での出張作業から戻る途中の
2	15時頃	~9人 20歳未満	交通事故(道路)	高速道路で、車が側壁に衝突し、助手席から 車外に放り出された。
3	3月	土木工事業 30人~49人	建築物、構築物	 鉄道トンネルの坑口構造物の上を通る、幅 1.5メートルの通路を歩行中、体勢を崩し、
	O時頃	45歳~49歳	墜落、転落	約13メートル下の線路付近に墜落した。
4	3月	その他 (漁業) 〜9人	その他の乗物	操業中の漁船(総トン数5トン未満)で揚網機を動かし、引き揚げ過ぎた漁網を戻す操作をした際に、漁網を挟み込んで回転する2個
	10時頃	45歳~49歳	はさまれ、 巻き込まれ	のゴムボールの間に、腕(合羽の袖口からと 推測される)から頭部を巻き込まれた。
5	3月	その他 (その他の事業) ~9人	その他の 動力運搬機	上りエスカレーターを一人で点検し、自動運転にして足踏みで異音チェック中、自分で踏段2枚を外した開口部(横1メートル、縦80センチメートル、深さ1メートル)が後方から上がってきたのに気付かず落ち込み、降り口ま
	15時頃	40歳~44歳	墜落、転落	で運ばれて降り口の固定板と後続の踏段との間にはさまれた。
6	3月	陸上貨物 運送事業 ~9人	その他	被災者は荷主構内でトラックに荷積み中、 心筋梗塞を発症し10日後に死亡した。その 後の調査で、長時間労働による過重な業務
	9時頃	75歳~79歳	起因物なし	に従事していたと認められた。
7	4月	清掃・と畜業(その 他の清掃・と畜) ~9人	化学設備	塔状の化学装置内部における充填物交換作業に従事中、充填物の山をスコップでならしていたところ、固定されていなかった足元の
	18時頃	65歳~69歳	墜落、転落	グレーチングがずれ、グレーチングとともに約 5メートル墜落した。
8	4月	一般機械器具 製造業 30人~49人	研削盤、バフ盤	ホーニング研削盤を操作して円筒形素材の内径部分を研削中、椅子から立ち上がった際によろけ、回転砥石ヘッドの回転軸(直径2~4センチメートル・長さ58センチメートル)に触
	16時頃	50歳~54歳	はさまれ、 巻き込まれ	れた左肘内側から作業服が巻き込まれ、作業服によって首が絞められた。
9	6月	清掃・と畜業(その 他の廃棄物処理業) 10人~29人	トラック	ー人でパッカー車によるごみ収集中、収集 のため坂道に停車させていた無人のパッカー 車が坂道(傾斜3度前後)を約75メートル後
	9時頃	50歳~54歳	交通事故(道路)	退し、その途中で被災者が轢かれた。
10	6月	陸上貨物 運送事業 100人~299人	トラック	赤信号停車中の車列に10トントラックが 突っ込んで合計4台の玉突き事故となり、車 列最後尾にいた被災者の3トン車が、突っ込
	3時頃	55歳~59歳	交通事故(道路)	んだトラックと前方の大型トレーラーに挟まれ、運転席が大破した。

11	6月 12時頃	一般機械器具製造業 令9人 75歳~79歳	玉掛用具 飛来、落下	埠頭にてトレーラシャーシに2トントラック等合計3台を乗せて固縛一体化した荷(重量28t)を揚貨装置で吊って船積み中、玉掛用具のチェーンスリングが切断して荷が約10メートル落下し、荷役とは別の発注による溶接作業のため船倉内の中甲板にいた2名が下敷きとなった。
12	6月	その他の 小売業 30人〜49人 35歳〜39歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故(道路)	本社から営業所に向かって高速道路を営業車(ライトバン)で走行中、追い越し車線で蛇行し中央分離帯に接触し裏返ったところに、後続車両が衝突した。
13	7月 0時頃	土木工事業 10人~29人 20歳~24歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故(道路)	夜間工事の現場に向かって高速道路を走行中のワゴン車が、ジャンクション前の右カーブでブレーキをかけたところタイヤが横滑りして道路左側側壁に車両左後部が衝突し、同乗の作業者のうち2名が死傷した。
14	7月	土木工事業 30人~49人 65歳~69歳	その他の環境等 墜落、転落	橋梁建設工事現場の仮設の構台に設置していた二柱式看板(高さ3メートル、看板部分の高さ0.9メートル×幅4メートル)を2名で撤去中、突風(当日の最大瞬間風速11.1メートル/秒)で看板があおられて、1名が看板と一緒に構台の手すり(高さ102センチメートル)を超え、構台下の橋脚用深礎杭の底まで、約60メートル墜落した。
15	7月	その他の 建設工事業 10人~29人 45歳~49歳	トラック 交通事故(道路)	夜間工事現場の残土を、外注ダンプで運搬中、残土捨て場の受付所の手前の道路上にダンプを停め、荷台にかけていた飛散防止用シートを外し、道路上でシートを折り畳み丸めているとき、後方から来た別会社のダンプに轢かれた。
16	8月	建築工事業 10人~29人 35歳~39歳	足場 墜落、転落	11階建てビル新築現場で、外周の枠組足場を解体作業中、被災者は足場10層目で、解体した足場部材を地上に下ろすため、下の層にいる作業者に渡した際に、誤って地面まで約17メートル墜落した。フルハーネス型墜落制止用器具を着用していたが、そのフックを使っていなかった。
17	8月	清掃・と畜業(産業 廃棄物処理業) 50人~99人 40歳~44歳	高温・低温環境 高温・低温の物 との接触	夏休み明けの初日、焼却炉を稼働する準備作業において、高温環境下で、炉内の補修材をミキサーで練る作業をしていたところ、泡を吹いて心停止状態で倒れていたのを同僚に発見された。(熱中症の疑い)
18	8月	土木工事業 10人~29人 60歳~64歳	建築物、構築物 墜落、転落	建設残土の仮置き場に常駐しドラグ・ショベルで残土を均していたところ、残土の下に隠れていた、廃止済の地下タンク(直径約45メートル、深さ約30メートル)の蓋が崩れ落ち、ドラグ・ショベルとともに落下した。
19	9月	建築工事業 10人~29人 55歳~59歳	屋根、はり、もや、 けた、合掌 墜落、転落	工場の屋根の補修工事において、さび等の破片が屋根の上に散乱したので、これを掃き集めていたところ、スレート下地金属板複合屋根の、下地であるスレート板及び上部の金属波板の腐食度合の高い箇所を踏み抜き、約8メートル下の工場床に墜落した。
20	9月 18時頃	陸上貨物 運送事業 10人~29人 65歳~69歳	トラック 交通事故(道路)	被災者は荷主に書類を届けた後、帰社するため自車の駐車場所まで戻ろうと、道路を徒歩で横断していた。その際、横断経路左側の路肩に停車していたトラクターヘッドが後進して被災者を轢いた。

21	9月	建築工事業	足場	宗教施設改修工事において、外周に設置したクサビ緊結式一側足場の足場板から約3
	11時頃	80歳~84歳	墜落、転落	メートル墜落した。
22	9月	清掃・と畜業(その他 の廃棄物処理業) 10人~29人	トラック	自社商品の納品先に向けて高速道路を走 行中の大型トレーラーが、左側ガードレールと 接触し横転、追い越し車線側のガードロープ
	3時頃	40歳~44歳	交通事故(道路)	に衝突した。
23	10月	清掃・と畜業(その他の廃棄物処理業) 30人~49人	その他の 一般動力機械	ごみ(資源プラスチック)の自動横型圧縮梱 包機の運転係が、側面の点検口から圧縮区 画内に上半身を入れセンサーを点検中、自動 運転のままだったため、同人の身体がセン
	10時頃	70歳~74歳	はさまれ、 巻き込まれ	サーに感知され、作動した圧縮機構にはさまれた。
24	10月	陸上貨物 運送事業 30人~49人	トラック	配送センターで、4トントラックに荷を積み終えて、テールゲートリフターを格納(後部扉の面まで垂直に畳んで保持)した際、プラットホーム(10トン車用)の高さに合わせるため
	12時頃	65歳~69歳	はさまれ、 巻き込まれ	台木に乗せていた後輪が落ち、車体が後進して、プラットホームとの間にはさまれた。
25	10月	製造業 (機械修理業) 100人~299人	作業床、歩み板	立体駐車場の内部の劣化状況の点検において、車用リフトの上に床を半面だけ敷いて乗り込み、最上部まで上昇させ、写真撮影のため後ずさり中、床を敷かなかった開口部(約
	11時頃	55歳~59歳	墜落、転落	2メートル四方)まで下がってしまい、約26 メートル墜落した。
26	10月	建築工事業 10人~29人	地山、岩石	地上43階地下2階建てビル新築現場で、深さ10メートルまで縦穴状に掘削し土止め支保工を設け、さらにドラグ・ショベルで約2メート
20	9時頃	60歳~64歳	崩壊、倒壊	ル掘り下げたところで予想を超える湧水があり排水ポンプ設置の段取り中、横矢板下部より土砂が流出して埋まった。
27	10月	土木工事業 ~9人	その他の 環境等	線路脇の法面の除草作業中、茂みから出て きたオオスズメバチらしき蜂に腕を刺され、ア
	14時頃	50歳~54歳	その他	ナフィラキシーショックを発症した。
28	11月	その他 (その他の事業) 10人~29人	立木等	樹木(常緑高木「ホルトノキ」、胸高直径30 センチメートル)の枝に乗って、手ノコで剪定していた。作業中に、乗っていた枝、胴ベルト型
	15時頃	70歳~74歳	墜落、転落	墜落制止用器具を取り付けていた枝、握って いた枝が3本とも折れて、4メートル墜落した。
29	11月	清掃・と畜業(産業 廃棄物処理業) 30人~49人	トラック	パッカー車の荷箱から収集物を排出した 後、上げていたテールゲートを運転席から操作して下降中であった。被災者は離れた位置 で関係のない作業をしていたが、下降が一時
	7時頃	70歳~74歳	はさまれ、 巻き込まれ	停止した際に同車に接近し、下降再開した テールゲートと荷箱後端との間にはさまれ た。
30	11月	建築工事業 10人~29人	建築物、構築物	解体済家屋の基礎部分を含む人工地盤(高さ約6メートルの盛土)の解体撤去工事現場で、人工地盤に混在する廃棄物を手作業で
	13時頃	55歳~59歳	墜落、転落	分別中、人工地盤の端から約6メートル墜落 した。

31	11月	陸上貨物 運送事業 50人~99人 55歳~59歳	建築物、構築物 墜落、転落	トラックで配送中、国道を跨ぐ県道の高架橋を走行時に、座席に置いた書類が助手席の窓から飛ばされた。降車して探している際に、高架橋の柵を乗り越えて墜落した。
32	11月	セメント・ 同製品製造業 10人~29人	移動式クレーン	自社製品納品先の工事現場付近に積載形トラッククレーン(通称ユニック車)を駐車し、荷卸しの妨げとなる自車のジブを車体右側の操作レバーで前方に旋回させていた。その際、傾斜8度の坂道であったため無人の車体
	10时頃	55歳~59歳	交通事故 (道路)	が後進し、車体と背後の擁壁との間にはさまれた。
	12月	建築工事業	金属材料	資材置場で一人で単管足場の支柱18本の 束(長さ3.6メートル、直径5センチメートル、 重量13キログラムの支柱を横6本3段にして
33	13時頃	10人~29人 25歳~29歳	崩壊、倒壊	番線で東ねたもの)を2束ずつ金属バンドで 結束中、作業対象の隣に積まれていた10段 の東(高さ1.8メートル)が上から7段分倒壊 し、その下敷きで倒れているのを発見された。
34	12月	その他 (農業) 10人~29人	立木等	街路樹等維持業務委託において、市道(傾 斜7度)の街路樹の剪定作業中、高さ6.75 メートル、胸高直径26センチメートルのイチョ
	16時頃	60歳~64歳	墜落、転落	ウの木の剪定を終えて下りる際に、高さ約5 メートル付近から歩道に墜落した。
	12月	自動車·同 付属品製造業	トラック	被災者は製造中のトラック(コンテナ着脱用アームを備えている、通称アームロール車)のシャーシにバックカメラの配線を取り付けて
35	10時頃	10人~29人60歳~64歳	はさまれ、 巻き込まれ	いた。コンテナ着脱用アームが妨げとなるので約45度起こし、その下方で作業中、油圧が落ちて下降したアームとシャーシの間にはさまれた。
36	12月	その他 (農業) ~9人	手工具	被災者は、庭や街路用等の樹木を育てる畑で、一人で軽トラに枝打ち後の枝を積んでいたが、太腿の後ろ側に刺し傷を負って倒れているのを発見された。荷台内で刃(長さ8セン
	11時頃	70歳~74歳	切れ、こすれ	チメートル)を上にして立てかけてあった枝切りバサミの上に尻もちをつき、深く刺さったと 推測される。
37	12月	その他 (その他の事業) 10人~29人	乗用車、バス、 バイク	運転代行に呼ばれて軽乗用車で向かう途中、国道の信号のある交差点で右折中に、対 向車線を直進してきた普通乗用車に左側面
	23時頃	30歳~34歳	交通事故(道路)	に衝突され数回横転し、運転席の労働者が 死亡、助手席の労働者が重傷を負った。

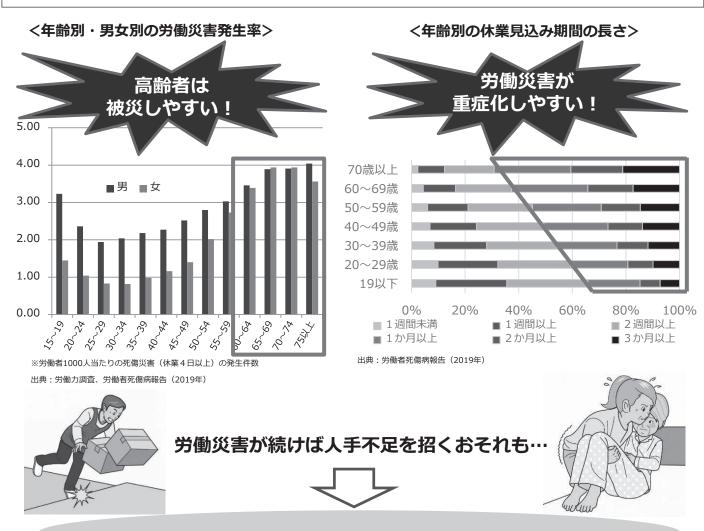
~働く高齢者の特性に配慮した
 エイジフレンドリーな職場づくり
 を進めましょう~

皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか?

働く高齢者が増加(60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍)

労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上(2019年は27%)

労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で高い



安心して安全に働くことのできる職場づくりを!

エイジフレンドリーガイドライン(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)を策定しました。(次ページ以降参照)

高年齢労働者の安全衛生対策のための エイジフレンドリー補助金が新設されました! (4ページ参照)

(*) 厚牛労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

エイジフレンドリーガイドラインの主な内容

事業者に求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。**

はじめに 1

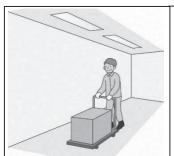
- ・企業の**経営トップが**取り組む**方針を表明し、担当者や組織を指定**します
- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例 やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→



職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)
 - ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

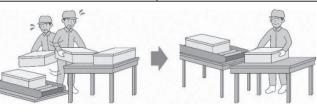
♥対策の例♥



通路を含め作業場所の 音、パトライト等は 照度を確保する



警報音等は聞き取り やすい中低音域の 有効視野を考慮



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の 高さや作業対象物の配置を改善する

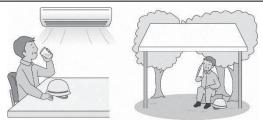


解消できない危険箇所 に標識等で注意喚起



防滑靴を 利用させる

階段には手すり を設け、可能な 限り通路の段差 を解消する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装 を準備する

リフト、スライディング シート等を導入し、抱え 上げ作業を抑制



- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材(床 材や階段用シート)を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブ ルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- (2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)
 - ・高年齢労働者の特性を考慮し**作業内容等を見直し**ます。例えば、勤務形態や勤務時間を 工夫して高齢者が就労しやすくすること(短時間勤務、隔日勤務等)や、ゆとりのある 作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の 把握

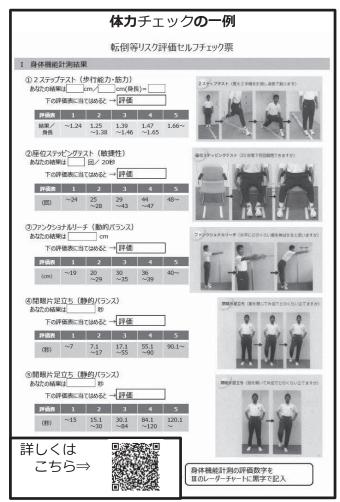
- (1) 健康状況の把握
 - ・健康診断を確実に実施します
 - ・職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

(2) 体力の状況の把握

- ・主に高年齢労働者を対象とした**体力チェックを継続的に行う**よう努めます
- ・体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に 説明するとともに、事業場における方針を 示し、運用の途中で適宜その方針を見直し ます

♥注意点♥

・安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準 は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルー ル化するようにします



(3) 健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

4 高年齢労働者の健康や体力の 状況に応じた対応

- (1) 個々の高年齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます
- (2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の 提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の 状況に合わせ、適合する業務をマッチ ングさせます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置 例えばフレイルやロコモティブシンド ロームの予防を意識した健康づくり 活動を行います

♥取組の例♥

転倒・腰痛予防!「いきいき健康体操」 https://youtu.be/9jCi6oXS8IY

(令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛 生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操 の開発およびその検証」の一環として製作)



5 安全衛生教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業 種、業務に従事する場合、特に丁寧 な教育訓練を行います

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化** が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自ら の健康づくりに積極的に取り組むことが必要です。体力チェック等に参加し、日頃からスト レッチや軽い運動などに取り組みます

♥参考:ストレッチの例♥

「介護業務で働く人のための腰痛予防の ポイントとエクササイズ」より



無助金 1

- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。
- 中小企業事業者が対象の補助金です

補助金申請期間 決定次第ホームページ等により公表予定です。

補助金額

補助対象:高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率: 1/2

100万円 (消費税を含む) **- 限額:**

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います

(全ての申請者に交付されるものではありません)

問い合わせ先は決定次第ホームページ等により公表予定です。

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含 めた安全衛生活動支援 (現場確認・ヒアリング・アドバイス) を行います。

労働災害防止団体 問い合わせ先

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 林業·木材製造業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

技術支援部業務調整課

技術管理部指導課 技術管理部 教育支援課

技術管理部

03-3452-6366 03-3453-0464

03-3452-7201

(製造業、下記以外の業種関係) (建設業関係) 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係) (林業・木材製造業関係) (港湾貨物運送事業関係) 03-3452-4981

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の 高齢者雇用促進に向けた取組を支援します。

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な相談・助言を行っています。 ●人事管理制度の整備に関すること

●能力開発に関すること

賃金、退職金制度の整備に関すること

職場の改善、職域開発に関すること

健康管理に関すること

◆その他高年齢者等の雇用問題に関すること

○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (http://www.jeed.or.jp) から確認できます。 ○ 「65歳超雇用推進事例サイト (https://www.elder.jeed.or.jp/) 」 により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康 管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています



無料

労働災害が増えています! 荷物の積み降ろしを安全に

令和2年6月から令和3年1月にかけて神奈川県内で、(サイドブレーキはかけていたものの、)坂道など傾斜のある場所で止めていたトラックなどの自動車が逸走して労働者が死亡するといった災害が3件発生しています。運転者が運転席を離れる際はサイドブレーキをしっかりかけることはもとより、輪止めの使用を徹底してください。(荷物積み降ろし(積み降ろし)中に関連する災害の多くは、運輸交通業で発生しておりますが、3件の死亡災害は製造業・商業・清掃業と運輸交通業に限らず発生しておりますので、荷物の運送が関係する全業種において災害防止に努めてください。)

発生月	業種 事業場規模	起因物	発生概要	概要図
発生時刻	被災者の年齢層	事故の型	災害防止のポイント	Models systematic
6月 9時頃	清掃・と畜業 (その他の 廃棄物処理業) 10人~29人 50歳~54歳	トラック 交通事故 (道路)	一人でパッカー車によるごみ収集中、収集のため坂道に停車させていた無人のパッカー車が坂道(傾斜3度前後)を約75メートル後退し、その途中で被災者が轢かれたもの。 ブレーキを確実にかけるとともに、輪止めをする。	
11月	セメント・ 同製品製造業 10人~29人 55歳~59歳	移動式クレーン 交通事故(道路)	納品先の工事現場付近に積載形トラッククレーンを駐車し、荷卸しの妨げとなる自車のジブを車体右側の操作レバーで前方に旋回させていた。その際、傾斜8度の坂道であったため無人の車体が後進し、車体と背後の擁壁との間にはさまれたもの。 ブレーキを確実にかけるとともに、輪止めをする。	
1月	その他の 卸売業 1人~9人 55歳~59歳	トラック はさまれ、 巻き込まれ	傾斜が8度ある工場のシャッター入口付近に積載荷重3トンの平ボディトラックを停め、製品積込を行っていたところ、無人のトラックが前方に動き出し、敷地の外にある塀に突き当たって止まった(逸走距離4.6メートル)が、その右前輪に巻き込まれたもの。ブレーキを確実にかけるとともに、輪止めをする。	

[※] わかりやすいように修正している場合がありますので、実際の災害とは若干異なる場合がありますことをご承知おきください。

また、荷役作業においては、荷主先でコンテナやパレット、建設資材、飲食料品等の荷物の積込み、積卸し(積み降ろし)作業での労働災害が増加傾向となっており、トラック運転者のみならずフォークリフトの運転者や周辺の作業員の方々も、被災しておりますので併せてご注意ください。

6

神奈川労働局・労働基準監督署

(R3.2)

afe wor

荷役災害を発生させた「荷主先等」の状況から・・・

荷主先等で発生しているトラック運転者の労働災害の多くは、荷主先において安全な荷役設備がな い状況で作業を行った結果、トラックの荷台から墜落しているものや荷主先労働者と陸運事業者のト ラック運転者等が混在するなか、連絡調整なく荷役作業を行っている状況が確認されています。

安全な荷役作業を行わせるためには・・・

事前に、トラック業者と荷主先等において荷役作業に係る役割分担を決定した上で、車両系荷役運搬機械 等を用いて作業を行う事業者は**同規則第151条の3**に基づき安全な作業を行うため**「作業計画」**を作成し、**作** 業指揮者に作業計画に基づいた作業の指揮を行わせることが大切です。

荷役災害の(主な)原因は・・・

荷役作業には、多くの事業場でフォークリフト等の車両系荷役運搬機械等を使用して作業を行って おりますが、**労働安全衛生規則第151条の4**で選任が義務付けられている**車両系荷役運搬機械等の作業 指揮者や<u>同規則第151条の70</u>で定められている積卸し(積み降ろし)作業の作業指揮者等**が未選任である ものが見受けられます。また、作業指揮者が選任されていても**作業指揮者に必要な安全教育**が行われ ないまま作業を実施していることが原因となってものも見受けられます。さらに、荷台からの墜落・ 転落災害対策が講じられていないまま作業を行っているものも見受けられます。

陸運事業者の労働者が行う荷役作業における労働災害の防止について

・ 労働安全衛生関係法令等とあいまって、陸運事業者及び荷主等がそれぞれ取り組むべき事項を具体的に示 した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第 1号(以下、「荷役ガイドライン」という。))が策定されています。

荷役作業の有無の事前確認について

・荷役ガイドラインでは、荷役作業等の付帯作業について、荷役作業の役割分担を決定した上で、事前に安全 **作業連絡書等**により連絡調整することを荷主等事業者と陸運事業者に求めております。(「荷役ガイドライン」 に**安全作業連絡書(例)**が示されております。(下欄参照))

作業指揮者への安全教育については、通達等に基づき事業者が実施することとなります。

- 車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全教育について(平成4年12月11日付け基発第650号)
- 積卸し作業の作業指揮者等に対する安全教育について(昭和60年3月13日付け基発第133号)
- ※作業指揮者への安全教育を実施している労働災害防止団体等(教育機関)については・・・
 - 上記の通達に基づき、以下の団体において実施されます。
 - ※ 神奈川労働局管内では、陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部(電話045-472-1818)に おいて実施されております。(詳しくは、陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部のホームページ等をご覧 ください。)

作 連 (何)

- この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する -に提供するためのものである。
- この安全作業連絡書は、現在使用している作業指示書とあわせて使用する

						
	<u> </u>	発 地	L		着地	
積:	込作業月日	月日()	耳又:	卸作業月日	月日()	
積	込 開 始 時 刻	時 分	耳又:	卸開始時刻	時 分	
積込終了時刻 時分			耳又:	卸終了時刻	時 分	
		1. 屋内 2. 屋外			1. 屋内 2. 屋外	
積	込 場 所	1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル	耳又	卸 場 所	1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル	
		3. その他 ()			3. その他 ()	
	品 名					
積	危険 有害性)	有・無(
	数量					
荷	総 重 量	kg(kg/個)				
	積 付	1. バラ 2. パレタイズ 3. その他)			
		1. 荷主側 2. 運送業者側		T	1. 荷主側 2. 運送業者側	
積	作業の分担	3. 荷主 運送業者共同	取卸	作業の分担	3. 荷主 運送業者共同	
込 作	作業者数	名		作業者数	名	
業	使用荷役機械	有 - 無 1. フォークリフト	作業		有 - 無 1. フォークリフト	
		2. その他 ()		使用荷役機械	2. その他 ()	
		1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業			1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業	
免 許 資 格 等		4. その他()	免許 資格等		4. その他()	
その他特記事項 ※ 作業時には安全靴、保護帽を着用のこと						

STOP! 熱中症 ^{6和3年5月~9月} クールワークキャンペーン

- 熱中症予防対策の徹底を図ろう -

職場における熱中症により、毎年<u>約**20人**が亡くなり</u>、<u>約**1,000人**が4日以上仕事を休んで</u>います。 夏季を中心に「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に 取り組みましょう!

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間:令和3年5月1日から9月30日まで(準備期間4月、重点取組期間7月)

確実に実施できているかを確認し、 □にチェックを入れましょう!

	準備期間(4月1日~4月30日)
WBGT値の把握の 準備	JIS 規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計 を準備しましょう。
作業計画の策定な ど	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。
設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備や ミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法を検討しましょう。 また、作業場所の近くに冷房を備えた 休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を 確保しましょう。
服装などの検討	通気性の良い作業着を準備しておきましょう。身体を冷却 する機能をもつ服の着用も検討しましょう。
教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。 迷わず救急車を 呼びましょう!
労働衛生管理体制 の確立	衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、 必要なら熱中症予防管理者の選任も行いましょう。
緊急時の措置の確 認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を 行い、周知しましょう。

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁(予定)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

キャンペーン期間(5月1日~9月30日)



□WBGT値の把握

JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、 測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。



WBGT指数計の例	9
-----------	---

	WBGI指数計の例
WBGT値を下げるた めの設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を 設置しましょう。 休憩場所には氷、冷たいおしぼり、
休憩場所の整備	シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。 準備期間に検討した通気性の良い服装なども
通気性の良い服装など	着用しましょう。
作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え、 WBGT値に 応じて 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。
熱への順化	暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。 特に、入職直後や夏季休暇明けの方は注意が必要です!
水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。
プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。
健康診断結果に 基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、 ⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、 ⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。 医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。
日常の健康管理 など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、 当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認 しましょう。熱中症の具体的症状について説明 し、早く気付くことができるようにしましょう。
労働者の健康状態の確 認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。



熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、 巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- □ WBGT値の低減対策は実施されているか
- □ 各労働者が暑さに慣れているか
- □ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- □ 各労働者の体調は問題ないか
- □ 作業の中止や中断をさせなくてよいか

□ 異常時の措置

~少しでも異変を感じたら~

- ・いったん作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間(7月1日~7月31日)



- □ 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- □ 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- □ 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- □ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- □ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- □ 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょう。



神奈川労働局安全・健康課関連QRコード一覧

労働災害と健康の現状









新型コロナウイルスに関するQ&A







神奈川労働局労働基準部 安全課・健康課

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 8F 安 全 課 045 (211) 7352 FAX 045 (211) 0048 健 康 課 045 (211) 7353 FAX 045 (211) 0048

労働基準監督署一覧

監督署	管轄	郵便番号	所 在 地	電話番号
横浜南	中区、南区、磯子区、港南区、金沢区	231-0003	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 9 階	045-211-7375
鶴見	鶴見区(扇島を除く)	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18	045-279-5486
横浜西	戸塚区、瀬谷区、泉区、栄 区、保土ケ谷区、旭区	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町 1-7 保土ヶ谷駅ビル 4 階	045-287-0274
横浜北	神奈川区、西区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	222-0033	横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎 3 階	045-474-1252
川崎南	川崎区、幸区、鶴見区扇島	210-0012	川崎市川崎区宮前町 8-2	044-244-1273
川崎北	高津区、多摩区、宮前区、麻 生区、中原区	213-0001	川崎市高津区溝口 1-21-9	044-382-3191
横須賀	横須賀市、三浦市、逗子市、 三浦郡	238-0005	横須賀市新港町 1-8 横須賀地方合同庁舎 5 階	046-823-0858
藤沢	藤沢市、藤沢市、茅ヶ崎市、 高座郡	251-0054	藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 3 階	0466-97-6748
平塚	平塚市、伊勢原市、秦野市、中郡	254-0041	平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎 3 階	0463-43-8615
相模原	相模原市	252-0236	相模原市中央区 富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 4 階	042-861-8631
厚木	厚木市、海老名市、座間市、 愛甲郡、大和市、綾瀬市	243-0018	厚木市中町 3-2-6 厚木Tビル 5 階	046-401-1960
小田原	小田原市、足柄下郡、南足柄 市、足柄上郡	250-0011	小田原市栄町 1-1-15 ミナカ小田原 9 階	0465-22-7151

当局の事前の書面による承諾なく、販売目的で本出版物のいかなる部分、いかなる様式についても、電子的、電気的、磁気テープ、機械的、写真複写、またはその他のいかなる手段を問わず、転載、情報検索システムへの保存、伝達を禁止します。

災 害 発 生 事 例

はさまれ・巻き込まれ災害



転倒災害



切れ・こすれ災害



墜落・転落災害



火傷災害



墜落・転落災害



腰痛災害



はさまれ・巻き込まれ災害

